

上山市議会会議録

第483回定例会

一般質問

(平成30年3月5日)

平成30年3月 第483回定例会 一般質問

平成30年3月5日（月）

一般質問議員及び質問要旨

期日	順位	質問議員	質問要旨	ページ 番号
3 月 5 日 (月)	1	高橋恒男	1 農業収入保険に加入できない農家の支援策について 2 障がい者の福祉制度の充実について (1) 福祉ガソリン券の助成への取組	31～36
	2	棚井裕一	1 介護事業の充実について (1) 要介護度改善ケア事業の実施 2 地域活性化のための調査研究について (1) 大学との包括連携協定の締結	36～44
	3	枝松直樹	1 カミン再生整備を成功させるために (1) 再生計画における図書館の位置づけ (2) 図書館を市民の憩いの場に (3) 2階フロアを市民の交流広場に (4) 軽食を提供する場の確保を 2 温泉健康施設の活用について (1) 幼児から高齢者までの健康づくり (2) ヘルスツーリズムへの展開 3 学校給食センターの今後の運営のあり方について	44～56
	4	守岡等	1 観光振興による交流人口の拡大について (1) 観光基本計画の策定 (2) かみのやま温泉DMOの早期設立 2 安心して産み育てられる環境整備について (1) 宿泊型産後ケア事業の実施	56～67
	5	佐藤光義	1 スポーツを通じた交流人口の拡大について (1) 東京オリンピックの新種目スケートボード等に 対応した屋内練習場の整備 2 かみのやま温泉の回遊促進について (1) 宿泊者に対するまち歩きクーポン券の交付	67～75

平成30年3月5日（月曜日） 午前10時 開議

議事日程第2号

平成30年3月5日（月曜日）午前10時 開議

日程第 1 一般質問

（予算特別委員長報告）

日程第 2 議第 1号 平成29年度上山市一般会計補正予算（第8号）

日程第 3 議第 2号 平成29年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 4 議第 3号 平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 議第 4号 平成29年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 6 議第 5号 平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
（散 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

1番	守 岡	等	議員	2番	井 上	学	議員
3番	中 川	とみ子	議員	4番	高 橋	恒 男	議員
5番	谷 江	正 照	議員	6番	佐 藤	光 義	議員
7番	枝 松	直 樹	議員	8番	浦 山	文 一	議員
9番	坂 本	幸 一	議員	10番	大 沢	芳 朋	議員
11番	川 崎	朋 巳	議員	12番	棚 井	裕 一	議員
13番	尾 形	みち子	議員	14番	長 澤	長右衛門	議員
15番	高 橋	義 明	議員				

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横 戸 長 兵 衛 市 長	塚 田 哲 也 副 市 長
鈴 木 英 夫 庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴 木 直 美 市 政 戦 略 課 長
金 沢 直 之 財 政 課 長	舟 越 信 弘 税 務 課 長
土 屋 光 博 市 民 生 活 課 長	尾 形 俊 幸 健 康 推 進 課 長
武 田 浩 福 祉 事 務 所 長	富 士 英 樹 商 工 課 長
平 吹 義 浩 観 光 課 長	前 田 豊 孝 農 林 課 長 (併)農業委員会 事 務 局 長
藤 田 大 輔 農 業 夢 づ くり 課 長	近 埜 伸 二 建 設 課 長
秋 葉 和 浩 上 下 水 道 課 長	齋 藤 智 子 会 計 管 理 者 (兼)会計課長
佐 藤 浩 章 消 防 長	古 山 茂 満 教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
太 田 宏 教 育 委 員 会 長 管 理 課 長	加 藤 洋 一 教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長
井 上 咲 子 教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	鏡 裕 一 教 育 委 員 会 長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長
板 垣 郁 子 選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員 長	花 谷 和 男 農 業 委 員 会 長 会 長
大 和 啓 監 査 委 員	渡 辺 る み 監 査 委 員 長 事 務 局 長

事務局職員出席者

佐 藤 毅 事 務 局 長	遠 藤 友 敬 副 主 幹
渡 邊 高 範 主 査	後 藤 彩 夏 主 事

開 議

本日の会議は、お手元に配付いたしております
議事日程第2号によって進めます。

○高橋義明議長 出席議員は定足数に達して
おりますので、これより直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

○高橋義明議長 日程第1、一般質問であります。

初めに、4番高橋恒男議員。

〔4番 高橋恒男議員 登壇〕

○4番 高橋恒男議員 皆様、おはようございます。議席番号4番、会派創志会の高橋恒男です。

通告に従い、ただいまより質問を行います。

まず初めに、農業収入保険に加入できない農家の支援策についてをお伺いします。

農業は、我々人間が生存するために必要不可欠な食料などを獲得する最も古く、根源的な産業ですが、自然環境の中で営まれるために天候不順、自然災害、病虫害などのさまざまなリスクに直面しております。そして、これらの災害が発生すると必要な食料を確保できなくなり、飢餓や飢饉に直面することになります。

過去にも幾度か大飢饉が発生して私たちの生活を脅かしてきました。上山においても1747年（延享4年）に起きた大冷害と凶作により大飢饉が発生して、見ル目原の百姓一揆という暴動が起き、時の藩では5人の領民を処刑した上山史上類を見ない大事件が起きております。

私たちの先輩たちはそのような経験を踏まえて、農家が掛金を出し合って共同で準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金を受け取るという農家の相互扶助を基本として共済制度をつくって互いに助け合い、守り続けてきました。

しかし、近年では安い輸入農産物の増加などにより、あり余る食料が私たちの手に入るようになり、中でも米の生産調整を国主導で約47年間も続けてきましたが、その減反政策が平成

30年度に廃止となり、日本の農業政策はまた大きく変わります。今度は生産者の判断で自由につくれると言って国の主導での減反は廃止と言っておりましたが、現実には輸入農産物の増加とともに高齢化や人口減少、消費の減などにより主食用米の需要が毎年8万トンずつ減っており、無計画につくれば、せっかく回復傾向にきた米価も暴落となります。

そこで、県や市の農業再生協議会では、国の発表する価格動向、需給動向に関するデータ、いわゆるマンスリーレポートなどをもとに生産者に生産の目安を提示して協力を求め、米価の安定を図ることになりました。

山形県では、生産の目安に基づく米の生産に協力している生産者などに、県のブランド米のつや姫や雪若丸の生産者認定や補助事業の採択などで優先することを検討しており、今後ともに需要に応じた米の生産に取り組み、価格の安定を目指すようですが、農業者にとって収入を見通すことのできる貴重な収入源であった米の直接支払交付金（10アール当たり7,500円）がなくなるので、たとえ昨年と同じ米価になったとしても、今の反収で計算すると60キロ当たり750円の値下げになったのと同じです。

そして、これまでの農業災害補償制度では自然災害による減収だけが補償の対象であり、作物も限定されていましたが、直接支払交付金のかわりに導入される収入保険制度では、価格低下なども含めた収入の減少を補償することとなり、農産物の販売収入全体が対象となります。補償は、所得だけではなく収入の減少を補償することになっており、本市のように、安定した作柄が期待できる米よりも、果樹や野菜のようにどちらかといえば作柄の不安定な作物

に重点を置いて経営を展開しているところには適しているのではないかと思いました。

一方で、加入対象者を、青色申告をしている農業者の個人か法人とし、一部の経営者に限定しておりますが、現在、青色申告をしている農業者は全国で全体の2割程度の43万人と言われております。対象者を限定しますと、日本農業全体を支える制度にはならないと私は思います。

平成27年の農林業センサスによると、本市の販売農家は1,093戸で、そのうち認定農業者を含む専業農家は356戸で、現在青色申告をしているのはこのような人たちに多いでしょう。大部分の人たちは加入できなくて、今ある共済で対応するしかありません。加入条件となる青色申告は自分の経営のためにもなりますので、対象となる農家をふやす取り組みの一つとして、新たに認定農業者や認定新規就農者の認定を受ける場合の義務にするなど農業者が青色申告に取り組めるよう支援する必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

次に、障がい者の福祉制度の充実について、福祉ガソリン券の助成の取り組みについて伺います。

障がい者の社会参加の推進については、1981年、昭和56年を国際障害者年と定め、障がい者の完全参加と平等の実現を目指した運動にさかのぼります。

我が国においても平成23年8月、障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図るため、基本原則の一つとして差別の禁止を掲げた障害者基本法の改正が行われました。そして、平成25年6月、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していくことを

定めた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月から施行されたところです。

また、本県においても、平成28年4月、障がい理由とする差別の解消、共生する社会の実現、障がい理由とする差別に関する相談体制、共生社会の実現に向けた推進体制の整備などを柱とした、山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例を制定し、施行されました。この条例の施行に当たっては、県は市町村と連携、協力して、差別の解消の推進に必要な施策及び共生する社会の実現に向けた施策の策定を実施するものとするとしており、市町村が差別解消などに関する施策を策定、実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、その他必要な支援を行うものとするとしております。また、県民及び事業者の役割として、障がい及び障がい者についての理解を深めるとともに、県や市町村が実施する差別解消や共生社会の実現に向けた施策の推進に協力するものとするとしております。

しかし、社会生活を営む上で、私たちが暮らす地域においても公共施設、民間施設、公共交通機関、各種施設、就労などの各分野において、バリアフリー化への対応のおくれや障がい者に対する理解不足からくる多くの社会的障壁が存在しております。

このように障がい者の差別解消及び共生社会の実現に向けた取り組みは、県、市町村、県民、事業者、すなわち官民が一体となって推進することとされておりますが、県の条例が施行されて2年が経過しようとしている現在、県内35市町村のうち市町村独自で条例を制定、施行しているのは山形市、川西町、飯豊町の3市町のみというのが現状です。

再来年の平成32年には、世界中の障がい者が東京に集う東京パラリンピックが開催されます。これは日本の障がい者への福祉制度や施策が世界中から注目を浴び評価されるときでもあります。障がい者に優しいまちは、とりもなおさず高齢化社会、国際化社会において全ての人に住みよいまちであるはずだと思います。

本市では、これまでも盲学校や養護学校、そして県立こども医療療育センターなどの障がい者福祉施設の誘致や中川福祉村など、全国に先駆けて地域福祉の村づくり運動に積極的に取り組んできた実績があります。障がい者に優しいまちは、第7次上山市振興計画に掲げる「また来なくなるまち ずっと居たいまち ～クアオルト かみのやま～」の実現の一翼を担うものだと思います。ほかの市町村におくれることなく取り組みを展開すべきかと私は思います。

本市では、障がいのある方たちに月に2枚、年間で24枚の福祉タクシー券を支給しております。受給している方たちにとって、通院や買い物、日常の生活に大変役立っており、非常にありがたいものです。

一方で、障がい者には目や手足が不自由で運転のできない方もいれば、ペースメーカーを装着している内部機能障がいのある人のような、目や手足に障がいがなく自分で運転できる方もおります。現在、県内の多くの市町村で福祉タクシー券と福祉ガソリン券を選択して受給できるよう制度が拡充されており、好評だと聞いております。本市においても、運転できる方は福祉ガソリン券を受給支給できるよう制度の充実を図る必要があると考えますが、市長の見解を伺いまして、壇上からの質問といたします。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 4番高橋恒男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農業収入保険に加入できない農家の支援策について申し上げます。

収入保険加入の要件となっている青色申告につきましては、農業者みずからが選択するものでありますので、認定農業者や認定新規就農者の認定要件とする考えは持っておりません。

一方で、青色申告は経営状況の把握に有効であり、税制上、多くの利点もありますので、関係機関等が実施する研修会を活用しながら取り組む農業者がふえるよう支援をしております。

次に、福祉ガソリン券の助成の取り組みについて申し上げます。

福祉タクシー券は、移動手段が限られる障がい者の社会参加の促進と生活圏の拡大に資することを目的とした助成制度であり、運転できる方を想定したものではありませんでした。運転できる障がいをお持ちの方の通院等に係る経済的負担を軽減するため、平成31年度から助成できるように具体的な制度設計を行ってまいります。

○高橋義明議長 高橋恒男議員。

○4番 高橋恒男議員 今の答弁、農業者収入保険の取り組みについての市長の考えですと、農業者みずからの問題だということでありすけれども、なぜ青色申告に農業者全員が取り組まないのかというその中身を調べてみないとわからないと思います。そして青色申告に取り組んで収入保険に加入できるようになった場合、上山市に万が一の災害があったときには補償金とかそういうものが入ることになりまして、上山の収入がふえることにもつながると私は思います。

まずそのような中で、市内の販売農家1,0

93戸のうち、現在、青色申告をしているのはどのくらいいるのかをわかりましたら教えてください。

また、そんな農家は恐らく専門的な人が多いのではないかと思います。一般的な農家は青色申告のメリットを教えられても、それを生かすことができないから白色で済ませているんだと思います。

また、私たちの周りでは近年、ますます不安定な気候で、国内においても異常気象が続出しております。また、自然災害は、土地によって大きく変動する中で、比較的自然災害の少ない本市であっては、果樹や野菜のような日々の天気に影響を受けやすいものの栽培に重点的に取り組んで経営を営んでおりますが、そんな中であつてもまた、どこかでいろいろな災害があつたというような話が聞こえてまいります。この保険の加入は任意であるので、加入する者、その人の自由だと言いますが、このたびの保険はまさに本市のようなところには合った保険ではないかと思ひます。

そしてまた、農産物価格の変動には構造的な要因が大きく働き、今後はTPPなどというように世界的に貿易の自由化がますます進み、国内農業にとっては先の見えない中であつて出てきた保険だと思ひます。

このたびの加入の条件となる青色申告者をふやす取り組みとして、実施主体である共済組合や農協とともに行政も協力して、青色申告をしていない農家にアンケート調査などを実施して、しない理由の調査や講習会などを開催するとともに、青色申告という複式簿記や損益計算書や貸借対照表が各種作成され、農業者の経営管理能力が向上してよいことなのですが、農家にとってはなれない日々の事務作業が大変ですの

で、指導のできる人を養成して手助けのできる体制を整えたらよいと思ひますが、どうでしょうか。

○高橋義明議長 税務課長。

○舟越信弘税務課長 初めに、青色申告をしている方という問い合わせがありましたのでお答えいたします。

平成29年で204件でございます。

○高橋義明議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 確かに青色申告につきましては、市長の回答にもございましたとおり、経営状況を把握するのに非常に有効であるというふうに考えますし、税制上の利点というものもございまして、青色申告については取り組んでいただきたいということもございまして。

ただ、申告方式につきましては、青色を選択するか白色を選択するかというのは農家の方の判断になりますので、そこを強制することはできないというふうには考えております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、青色申告につきましては農業経営を把握する上でも税制上も有効でありますので、平成29年度につきましては、収入保険制度の導入に伴いますか、説明会を開いております。あと2月に農協のほうで開いております。それで、今回は市の単独では企画しておりませんでしたが、現在、会議とか、そのほか農協ともタイアップしてチラシをまいたり会議等で説明をしたりというふうに周知は図っておりますが、今後とも収入保険制度等、有利なものを選択して農家の方が入れるように、周知とか農家の方の理解に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋義明議長 高橋恒男議員。

○4番 高橋恒男議員 前向きな答弁をいただいたような気がいたします。

それでやはり、国での申告の割合と同じように、上山市内の農家は1,093戸のうち、税務課長の話ですと204戸しか青色申告に取り組んでいない。ということはやはり20%ということで、大体全国の比率と同じようなものがあります。

なぜ青色申告に取り組まないのかというと、それが事務作業の大変さもあるけれども、今までの農業経営ですと青色申告に取り組んでもメリットがないというか、そういう点で農家の手元に残る金がないから、そんな理由もいろいろあって申告しないという方もたくさんおると思っています。

そんな中において、やはりこのたびの収入保険というのは、所得ではなくて農業収入ということを補償する仕組みでありますので、本市のような比較的災害に遭いやすい果樹とか野菜とかを重点的に販売している地域にとっては、これを自分の勝手だからということをおかせないで、国からのお金を幾らでも上山市内に持ってくるような指導体制というものをとっていけば上山市も豊かになる一つの方策だと思いますので、まずよろしくお願ひします。

それでまた、全世界的に異常気象が起きておりました、国内においてもことしの冬は気温が低く、また豪雪によって樹木などの被害を心配している中において、ようやく春の息吹が感じられる3月になった途端に、今度は台風でも経験したことがないような暴風が北日本、上山市も同じですが、中心に一日中吹き荒れ、もしそれが果樹や野菜の生育期だったらと思うと、かなりの被害が出たことでしょう。幾ら自然災害の少ない本市でも先日のような荒れた天気にな

るんですから、ことしのこれからの天候が心配になるとともに、日本はTPPをアベノミクスの経済発展の起爆剤と位置づけ、太平洋を囲む12カ国と協定を結び、ますます貿易の自由化を進めようとしている中において、私たちのつくる農畜産物価格の上昇は考えられぬような中に出てきたこのたびの保険だと思えます。加入の条件となる青色申告を全ての農家がしやすいように指導、助言の体制を、行政も実施主体となる共済組合や農協と連携して、再度ふやす取り組みを進めることをお願いするとともに、青色申告の経歴による補償の差別をなくし、全ての農家から好まれる制度になるよう改善を市からも要望してくださることをお願いいたします。

次に、障がい者の福祉制度の充実の質問に移ります。

ただいま市長からの答弁ですと、平成31年度に実施するという前向きな答弁をいただき、本当にありがとうございました。

障がい者の社会参加を促進するために、鉄道、バス、航空機などの公共交通機関の運賃割引、高速道路の通行料金の割引、タクシー運賃の割引など、さまざまな福祉制度が関係者の御理解のもと充実されておりますことは、障がいを持つ者にとって大変ありがたいことであります。

上山市においても、市営予約乗合タクシーの割引、福祉タクシー券の交付など、独自の福祉制度をもって障がい者の社会参加を支援されておりますことは深く敬意を表するところです。

現在、県内の市町村では、福祉タクシー券と福祉給油券の選択制で実施をしているところがあります。中には、自動車税や軽自動車税の免除されている比較的軽い人までも対象としているところもあります。このたび本市においても実現していただければ、私たちのような障がいを

持っている人たちの行動範囲が広がります。

外出しない人は、積極的に外出する人よりも認知症になるリスクが3.5倍、死亡率は2倍、障がいがあって外出できない場合は4倍になるというデータがありますから、障がい者にも家の中から外に出たくなるような、さまざまなよい政策を立ててやり、中にいるよりも外に出るのがたまたまなくなるようにすることは、ひきこもり、閉じこもりの防止にもつながります。ひきこもり、閉じこもりは、認知症やその他の病気を誘発すると言われております。障がい者の社会参加は病気の予防の上からも有意義であり、医療費の削減、健康保険会計の改善にもつながるものと考えます。そしてまた、社会活動の参加の機会がふえ、その中のさまざまなことに対して貢献でき役に立つことになり、周りからも障害によって差別されることがなくなり、地域住民と協力し、支え合いながら安心して暮らせる共生のまちづくりの推進につながるのではないかと思います。

このたびの福祉ガソリン券の助成の取り組みなどは、まさにさきに述べたような趣旨に合っているのではないかと私は思いますが、実現してくださるときには、実施する時期などをもう一度お聞かせください。

○高橋義明議長 福祉事務所長。

○武田 浩福祉事務所長 ガソリン券、他市のほうでは給油券という言葉遣いをしているところもございしますが、そちらの実施につきましては来年度、制度設計を行いまして、平成31年度から実施ということで考えてまいりたいと思っております。

○高橋義明議長 高橋恒男議員。

○4番 高橋恒男議員 上山市の障がい者に対する本当に真剣な取り組みに対し深く感謝を申

し上げ、質問を終わります。

○高橋義明議長 次に、12番棚井裕一議員。

〔12番 棚井裕一議員 登壇〕

○12番 棚井裕一議員 議席番号12番、会派孝山会、棚井裕一でございます。

初めに、介護事業の充実として、要介護度改善ケア事業の実施について伺います。

平成29年6月に政府が発表した「未来投資戦略2017」には、効果が裏づけられた介護サービスを2021年度以降の介護報酬改定で評価する方針が明記されました。利用者のニーズや満足度を重視する従来の介護から脱却し、自立度を高める介護、いわゆる自立支援が重視され、それに向けた自治体の取り組みへのインセンティブ、すなわち成功報酬づけを行うもので、事業所には将来的に介護報酬などの評価が検討されているものです。

この背景には高齢者の要介護度を改善すると介護報酬が下がってしまう現行制度があります。要介護者に対し、ともすれば本人ができる部分についても介助をしてしまう、いわゆる自立支援を意識しない介護が提供されてしまう可能性があり、現行制度では自立支援を意識した介護をしても、要介護度が改善すると事業所の報酬は減ることになってしまいます。事業所にとって、利用者の症状を改善したことに対し、成功報酬どころか努力は利益につながらず、逆に経営面から言えばマイナスに働くというものです。

今回、この方針を改め、本人ができる部分はしてもらい、できない部分は介助しつつ訓練する自立支援志向の介護を積極的に提供し、要介護度を改善させた場合も介護報酬が下がらない、あるいは成功報酬を与え、科学的に効果が裏づけられた介護についてはその普及を図るというものです。

この課題に対し、状況の改善を目指して7つの自治体が「介護サービス質の評価先行自治体検討協議会」を組織し、自発的に改善報酬の仕組みを整えています。

せんだって研修に伺った岡山県岡山市では、デイサービス改善インセンティブ事業を展開し、積極的に利用者の介護度の維持改善に努める事業所に対し成功報酬を付与することで質の高い事業所をふやし、サービスの向上を図っています。また、東京都品川区は、要介護度改善ケア推奨事業を実施し、社会福祉法人などの運営する指定施設の要介護度改善に対し奨励金を給付しています。

このような先行自治体を踏まえ、このたびの自立支援の成果を評価する政府の発表は、利用者の自立支援がより促されることが期待されるという点で介護現場にとって意義の大きい決定であります。また、目に見える形での結果の評価により、職員がやりやすいと感じるというメリットをもたらす取り組みであると評価されています。

しかし一方では、介護を必要とする理由は多様であり、一定の基準を決めて効果を評価することは難しさが伴い、結果を得るまでの期間や計画、プロセスの評価に対し基準を持たなければ合意が得られないという面で懸念が持たれています。

さらに、状態改善が難しい利用者についての配慮や利用者の選別にもつながることや、状態改善を目指すことがすなわち経営的側面に目標が置かれてしまう可能性もあり、過度な自立支援を行ってしまう、もしくは利用者本人の意思に反した訓練的要素の強い強制的なリハビリなどを促すリスクをはらんでいるなどという問題も指摘されています。

このたび発表された方針では、2021年度から自立度を高める介護、いわゆる自立支援に向けた自治体の取り組みやインセンティブづけを行うもので、効果のある介護サービスに対してのものにとどまっています。

しかしながら、本市の介護保険制度に係る今後の見通しは、経費の増大に伴い保険料の負担増加が見込まれています。それゆえ岡山市などの先行自治体の例にあるように、デイサービスを初め個々の介護事業に対しその効果や成果を共有し、要介護度の改善が実現した市内事業所に対し奨励金などのインセンティブを付与する措置を行い、結果として安定した事業所の経営と利用者の生活の改善、さらには長期的には介護保険料の高騰を抑え、制度自体の維持に寄与するものと考えます。市長の御所見を伺います。

次に、地域活性化のための調査研究について質問いたします。

本市には、歴史的価値の高い遺跡や古文書、文化が多数存在し、さらには各界で活躍されている方々は文化、芸術、科学のみならずスポーツ面においても数多く輩出しております。しかしながら、これら地域資源が市民に共有され、さらに活性化を推進するものとして魅力の発信がなされているのかといえ、まだまだ足りないと言わざるを得ません。

また、少子高齢化社会に加え、都市部への人口流出による産業界での担い手不足や中心市街地活性化、移住促進など、複雑化する課題の解決が急務であります。

そこで、魅力ある地域づくりに関する課題の解決を目指した多様な地域活性化のための調査研究について、地域社会に還元し、活性化を進めるため、大学との包括連携協定の締結を提案

いたします。

これまでも個々の分野について、企業や大学、高校と連携、協力し成果を上げてきました。特に大学については、連携を重ねることで先輩から後輩へ意識や活動内容、ノウハウが引き継がれ、本市との協力の流れが確立しつつあり、機運が高まっていると言って差し支えない状況であると感じます。

大学側からの発信としては、山形大学などでは文部科学省による「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」に選定されている例もあり、地域との結びつきの強化が図られています。地元の自治体などと連携する地方大学向けの交付金制度も新設されました。自治体と協力して魅力ある就職先の創出をするとともに、地域が求める人材の養成を支援するもので、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的とされています。

本市への効果として、連携先の大学の窓口が一つになることで共同研究の連携がスムーズかつ効果的に運び、包括連携を通じて個性豊かで魅力ある地域社会の実現に向けた取り組みが進み、協働した活動、研究、教育をより一層深化させることが見込まれます。また、市民にとっても高等教育の機会が拡大し、実践力育成の生涯学習支援の仕組みが実現することが期待されています。

大学や学生への効果として、地域課題の研究による知的資源の有効活用や知的財産の還元、実践力ある人材の創出、地域のニーズに対応した多彩な人材育成が挙げられます。

自治体が持つ公共性、公益性及び公平性、さらには信用や広報の力はすぐれたものがあります。一方で大学の持つ知的財産、人的資源、人脈、シンクタンク機能、地域貢献、そして専門

性は強みであり、おのおのの特性を生かした連携が実現できれば、互いに大きな好影響をもたらすことができると確信します。

学生ならではの考えや意識が自治体にもたらす好影響に加え、学生が本市に関心を持つことで定住や交流人口の拡大、また、地元に戻った際にも学んだことを郷土に役立てる公益としての観点からも、地域の特性について学生を通して大学にフィードバックできるメリットを提示し、協働で地域活性化、そして市勢発展のために大学との包括連携協定を結ぶべきと考えます。市長の御所見を伺います。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 12番棚井裕一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、要介護度改善ケア事業の実施について申し上げます。

今回の介護報酬改定に伴い、国の制度として、一部のサービスに対し自立支援、重度化防止の観点から改善につながる取り組みを行った事業所を評価し、報酬を加算する仕組みが設けられました。このため、市が独自で事業所に対して奨励金等のインセンティブを付与するなどの取り組みを行う考えは持っておりません。

次に、大学との包括連携協定の締結について申し上げます。

本市におきましては、地方創生推進事業などにおいて大学等と連携を図り、地域の課題解決や活性化につながる取り組みを既に行っているところであります。包括連携協定の締結につきましては、市と大学双方のメリットや取り組みの効果を考慮しながら進めてまいります。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 まず初めの介護事業

について質問します。

先進的事例を受けての政府での前倒しの実施に今回なったというふうに聞いています。評価されたからこそ前倒しになったというふうに捉えられるわけですが、積極的な自立支援に向けての取り組みというのを本市では独自にはしないということでもありますけれども、介護サービスについてじゃなくて、今回私は改善という点で申し上げているわけです。改善に対してもインセンティブ、成功報酬というものを含めて考えていないというふうに捉えてよろしいのでしょうか、お伺いします。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、前倒しで実施したというふうな部分につきまして、本市の考え方なんですけれども、事業所として介護のサービスを行うに当たりましては、やはりきちっとした報酬体系というふうなものに基づいて人員を措置しながら、よりよい介護を提供することが基本となってくるだろうというふうなことがあります。

そういった中におきまして、国のほうでは先進事例の中で一定程度の評価をして、これが報酬のほうに加算する制度がいいだろうというふうなところがあって、今回、一部のサービスにそういった部分が追加されたというところがございます。そういった流れの中で、当然そういうふうなことを報酬体系に盛り込むことによって、介護のほうもよりよい介護に改善されていくというふうに考えておりますので、そういった報酬の面でやはり手厚くしていく流れの中で対応を図られることが一番よいことだというふうに考えておるところでございます。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 ということは、本市

独自では改善の部分についてはする考えはないというふうに理解していいのかと思います。

介護サービス事業所、40以上あるかと思いますが、もちろん年を重ねるに従って悪化するということも自然の流れだと思います。仕方ないのかなと思いますけれども、いわゆる機能訓練ですか、そういった訓練によって改善したという統計自体はあるのでしょうか、お伺いします。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、介護度の改善という部分ですが、明確なデータというものはございませんが、改善したというふうな例の場合ですけれども、例えば病気等によって入院をして、そこから退院するまでの間に介護の準備ということで、要介護の認定の申請が出される場合が多くあります。そういった場合ですと、どうしても入院をしてある程度安定して、退院前なんですけれども、そういったときに要介護度の認定をするための調査に出向くこととなります。また、調査の時点では身体的に少し落ちているということで介護度が高くつくという傾向がございます。そういった中で、例えばその原因となった病気等が改善の方向に向かう方の中には相当数おりますので、そういった方については、当然1年後に改善が見られたり、もしくはもう介護が必要でないというふうなことで再度の更新申請は行わない方もいらっしゃるというふうなことでございますが、具体的な活動については把握していないというふうなところがございます。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 この悪化とか改善についても、ぜひ今後統計なども含めて、どんな状況での悪化なのか、どんな改善なのか。先ほ

どおっしゃったように、いわゆる病気ですか、そういったものについてはある程度の改善というのはかなり見込まれると思いますけれども、自然な流れでの悪化とか、訓練、介護サービスを提供したことによる改善なども、今後国がそういう方針であればなおさら今後、検討いただいて、よりよいサービスというものを提供するようにしていただきたいと思います。

さて、同様に介護保険の事業計画について、先日、第7期の事業計画が出されたわけですが、重点課題の中で高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止の実現に取り組むと、これは本市の第7次上市市振興計画の中でも、要介護度認定者の伸び率の中の目標値に掲げてあるわけですが、その具体的取り組みとしては現状どのような取り組みをなさっていますか。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、第7期、平成30年度からの事業計画の部分でございますが、こちらは今現在、策定に向けて最終段階というふうなことになりますけれども、その中で、先日も説明させていただきましたが、特に自立支援の部分につきましては、まず、議員おっしゃるような要介護度の改善等に向けた取り組みの一つとしましては、自立支援型の地域ケア会議というものを多く実施していきたいというふうに考えております。この具体的な中身といたしましては、作業療法士とか理学療法士、それから管理栄養士、それから歯科衛生士等の専門職の方にそういった会議に来ていただきまして、専門的な立場から、各利用者ごとのケアプランというものをケアマネジャーが作成しているわけですが、ケアマネジャーが作成したケアプランの中身を点検していただいて、例えばこういった部分でもうちょっと運動が必要なん

ではないかとか、こういう目標で適切なのかといった御助言、アドバイス等をいただきながら、自立に向けた計画になるようなケアプランの改善といったものにまず取り組んでいきたいと。事業所でそれぞれのサービスを受ける際の基本となる部分でございますので、そういったところからきちっと対応していきたいというのが1点でございます。

また、当然、介護度の改善というのも大事なわけですが、より健康で長く過ごしていただく、要介護にならない期間を長くするというふうな観点が最も重要だというふうに考えておりますので、その部分につきましては、現在も進めております百歳体操とかそういったものを含めて地域での介護予防に努めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 要介護になる前の状態から、ならないようにという予防という点で今質問したわけですが、第7期介護保険事業計画の中に3%台から2%台に要介護認定者の伸び率を抑えるというふうな目標を先ほどもされたわけですが、第7次上市市振興計画を立ててからのこれまでの伸び率の実績、そしてこれからの実現可能な数字かどうかというのを伺います。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、第6期のほうの状況でございますが、平成28年度のときに初めて前年度を下回るというふうなことで、大変喜ばしい結果だったわけですが、平成29年度まだ途中でございますが、伸びのほうはまたもとに戻っていると。ただ、1年間の伸びが少なかった分、3年間の伸びの中では計画よりは若干伸びが下回ったというふうな状況で

ございます。

第7期の見通しにつきましては、一定程度の伸びというものは想定されますけれども、そこはなるべく先ほど申したような事業展開しながら、要介護にならないような、伸び率を抑えるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 伸びが想定される中で努力していくというふうな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

次に、介護サービス提供事業所の運営についてですけれども、本市においては、先ほども触れていたとおり40カ所を超える事業所の母体となる法人も医療法人とか社会福祉法人などが多く、経営も安定しているということはこの間は説明されていますけれども、2017年の介護事業の倒産というのは全国で111件に上り、介護保険法が施行された2000年以降で最多に達しています。小規模もしくは零細規模が大半を占めるなどとなっていますけれども、いわゆるサービスの提供以前の介護離職、介護の従業員である介護士の離職。介護福祉士の平均勤続年数が約6年。このたび10年継続した人に対し給料的に上乘せする国の施策も発表されましたけれども、平均勤続年数6年とありますけれども、本市における平均勤続年数というのは把握はなさっているのでしょうか。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 従事者の平均勤務年数については把握してございません。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 現実的に自治体、いわゆる保険者としてサービスの提供ができなくなるというふうな状況に陥らないようにしても

らわないと、離職、すなわちそれが倒産になるというふうな一つの要因にもなる可能性も含まれていますので、満足な提供が行えない、行えないから受け入れられないという負の連鎖というものも可能性としてありますので、そういった点を把握しながら、必要があればさまざまな点で指導なども行っていただきたいと思います。

本市の高齢化率は36%を超え、今後、介護サービスを必要とする人がますます増加することが予想されています。今申し上げた担い手の確保などの問題も山積する中で、介護サービス自体の地域間格差というのも拡大するという懸念も聞いております。本市において高齢者にとっても「ずっと居たいまち」というものを目標、そして実現するために取り組んでいただけたらと思います。

さて、次の2番目の質問についてお伺いします。

既にさまざまな点で連携を行っているというふうに先ほど答弁をいただきました。山形大学との地（知）の拠点による地方創生推進事業を含めての連携で今のところ十分であるというふうな答弁をいただいたわけですけれども、もちろん、ほかの大学との連携もやりますけれども、ここの連携ですね。

2015年10月13日に開催された第2回山形大学COC、これは地（知）の拠点整備事業という事業ですけれども、地域推進部会の席上、本市からは、COCプラス地（知）の拠点大学による地方創生推進事業の採択で、今後の地域資源の発展並びに全体の発展につながるよう山形大学と連携し、進めることにしたい旨の発言があったと思いますが、その後の具体的な動き、そして成果などについて伺います。

○高橋義明議長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 COC事業につきましては、議員からありましたとおり平成25年から山形大学と取り組んでいる内容です。その後、平成28年からCOCプラス事業ということで、県内7大学と連携をしております。

その中で上山市から出している課題等について、例えば観光分野であったり農林業分野、あとは文化関係の課題、こういったものを市から出しまして、その点について、大学内の教授あるいは研究室から研究の取り組みをしていただいているところでございます。

あと、COCプラス事業につきましては、県内就職率の増加という大きな目標をテーマに今進めているところでございます。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 いわゆる地(知)の拠点大学による推進事業、COCとかCOCプラスという略語であらわされているわけですが、今お伺いしましたけれども、自治体から年に何回程度そういう課題となっているテーマを、リクエストというのもおかしいですが、提出できるのか。その際、学部とか学科などの人材は向こう任せなのか、こちらでリクエストできるのかお伺いします。

○高橋義明議長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 市から出す課題については年1回のタイミングでございます。

それに対しまして、こちらから教授や研究室やゼミを指定するのではなく、その課題に対応可能な学部、教授を大学のほうが公募いたしまして、大学のほうで対応可能な課題については研究を進めるという内容になっております。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 課題を出す際、複数出すんですね。それでその中で1つ決まると。

それは大学側が決めるわけですか。

○高橋義明議長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 課題につきましては複数提示しております。本市の場合ですと、これまで大体毎年4つから5つの課題を提示しまして、ほぼ、その課題については大学のほうで研究に取り組んでいただいております。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 包括連携についてですけれども、大学側というのはそれぞれの学部、学科で異なる研究テーマで深く掘り下げる学習をしております。単一学部で展開するような連携ではそれぞれの大学とか総合大学とのメリットを生かしていないというふうに思いませんか。学部横断的な研究、学生のみならず研究室の先生、背景となる学会、企業などの発展も期待できると思いますが、そういった意味でのアプローチというのは考えていないのでしょうか。

○高橋義明議長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 今現在のCOC事業の中では各学部と連携をしております。ただ、議員がおっしゃるように、1つのテーマに対して複数の学部というのは現時点ではなかなか難しいかなと思っております。

ただ、今進めているCOCプラス事業の中では、先ほど申し上げました地元就職率という大きなテーマの中で民間企業も入った取り組みをしておりますので、総合的にそういった形で進めていければと思っております。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 包括連携というものを実現できれば、先ほども言いましたけれども、学部横断的な連携が実現できます。そうすれば、いわゆる理系・文系とかいろいろありますけれ

ども、異なる側面からの第3、第4のさまざまなアプローチ、そして解決方法が得られる可能性が高まるわけです。そして直接連携というふうに窓口が一つになればスピード感、そして継ぎ目のない連携が実現可能と思われるわけです。

ある大学の例を言いますと、ここも地元自治体とCOC、COCプラスの事業に参加しているわけですが、参加しているにもかかわらず、包括連携も進んでいます。その包括連携を結んだ経緯というんですか理由、ちょっと読ませてください。「従来から個々の分野について連携して取り組んでまいりましたが、このたびの協定によりさらに多くの分野において連携、協働を促進し、地域の活性化と生活の向上を図ってまいります。また、双方の連携により、社会課題の解決に向けた取り組みを促進し、世界的に取り組む持続可能な開発目標の達成に向けても貢献してまいります」とあります。先ほどから申し上げているとおり、地方創生事業に参加していながらも連携をして関係性を強固に図っていくと。こちらから、そういった意味で、さらに関係性を築いていきたいというアプローチの必要性を感じてはいませんか。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今まで我々も東北大学とか山形大学、今度新しく芸工大とも結びます。ということは、要するに我々今課題としているところ、これは包括的ということも大事ですけども、やっぱり喫緊の課題をどう産学官金連携でやっていくかというのが我々の求めているところでございまして、例えば観光というお話が出ましたけれども、観光の中でいろいろ分野ありますけれども、それを大学に全てを求めるということは私は不可能だと思います。やっぱり

この部門についてはこの大学、この部門についてはこの大学というものを我々が選別して、何を求めているかということをしつかりとこちらから伝えていく、そしてそれに応えていただくと、それがまさに連携だと思えますし、議員おっしゃることもわからないわけでもないんですけども、今我々が取り組んでいるのはそういった個々の部分といたしまして、本当に掘り下げの部分、我々行政だけでは力が足りない、そういう部分を大学あるいは民間会社、そういった形なわけでございまして、今回、あす結びますけれども、それについては大学、山形県、そして旧住宅供給公社、そういうところも結ぶわけでございますが、そういった連携の仕方もうろいろあるわけでございまして、必ずしも全て包括的というものではないじゃないかなというふうに思っておりますし、そういった対応を今させていただきます。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 喫緊の課題に関して産学官金の連携を図っていると。まさに地元金融機関を通してさまざまな展開をなしているということは評価に値するものだと思います。それゆえに大学というものも思いのほか発展という可能性も含めるわけです。思いのほかというとおかしいんですけども、ですから、もちろん包括連携というのはそれが目的ではありません。手段でありスタート地点にしなければならないという点で提案しました。

COCとか、COCプラスということが出ましたけれども、個別連携、包括連携という枠組み、いずれにしても本市が求める連携を実現、そして市勢の発展のためにスピード感を持って発展性のある連携に努めて、さまざまな課題の解決の糸口を見つける努力を続けていただ

きたいと要望して私からの質問を終わります。
ありがとうございました。

○高橋義明議長 この際、10分間休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時24分 開議

○高橋義明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番枝松直樹議員。

〔7番 枝松直樹議員 登壇〕

○7番 枝松直樹議員 議席番号7番、会派野の花の枝松直樹でございます。

今回は大きく3点にわたり御質問をさせていただきます。

最初に、カミン再生整備を成功させるために。

カミンの再生整備工事も最終段階に入り、5月中旬にはリニューアルオープンを迎えるわけですが、一度失敗している再開発ビルですから、今度は失敗は許されません。この事業が成功しなければ、議員としての判断の妥当性も疑われることにもなるという、そういう焦りに似た感覚を私は覚えております。

その理由は、この再生整備計画のコンセプトである「高齢者、現役・子育て世代、子どもたちの三世代が暮らし続けられるまちとしての拠点機能の強化を図り、周辺商店街との連携による中心市街地の活性化につなげていく」と、これが果たして実現できるかに不安を覚えているからであります。

このコンセプトを実現するためにどうすればいいのかを考えると、1階のめんごりあ、2階の高校生・高齢者の交流の場、5階の図書館、これがてんでんばらばらでなく融合して拠点機能を発揮できるようにすることが肝心であるこ

とに思い至ります。そういう観点で質問をいたします。

最初に、再生計画における図書館の位置づけであります。

2013年に佐賀県武雄市が民間会社へ委託して以降、図書館の機能、役割が注目され始めました。

私も武雄市の図書館に行ってみました。高校生が実に多く来館し、勉強したり談笑したりしていました。来館者は、平成28年度年間で68万8,000人です。人口5万人に満たないまちでこれだけの来館者があるということは、委託の是非は別にして称賛されるべきだろうと思います。

図書館は、学生の勉強部屋、公共の貸本屋などとやゆされた時代を経て、今は滞在型図書館が目指されているようであります。憩いの場として一日中いることがあってもいいでしょう。

Library of the Year 2017、その年間の最もすぐれた図書館に与えられる大賞に選ばれた岡山県瀬戸内市立図書館は、目指す図書館像をわかりやすく7つの指針に整理しています。この図書館の館長は、全国公募によって招聘された方であり、非常に参考になるので、ここで御紹介いたします。

7つの指針の1番、市民が夢を語り、可能性を拓げる広場。単に本を貸し出すだけでなく、市民一人一人の夢や希望、課題に寄り添い、その実現や解決に必要な情報提供や相談業務を積極的に行うということです。

2つ目。コミュニティづくりに役立つ広場。歴史的・文化的な価値を再認識するための地域・郷土資料の整備に努め、コミュニティの課題解決や将来展望を応援するというものです。

3点目、子どもの成長を支え、子育てを応援

する広場。これは子どもの生きる力を育む読書を支え、子育て世代が求めるさまざまな情報と空間を提供するという事です。

4点目、高齢者の輝きを大事にする広場。これは高齢者が読書や文化的な活動を通して健康な生活を営み、これまで培ってきた豊富な経験や知識を生かし、コミュニティに輝きを放つ手伝いをするというものです。

5点目、文化・芸術との出会いを生む広場。多様な文化との出会いの場として、多彩なパフォーマンスや芸術との触れ合いの場として、また、市民の表現の場として機能するという事です。

6つ目、すべての人の居場所としての広場。子どもからお年寄りまで、また、外国人や障がい者など、全ての市民が生き生きと自分の居場所として集い、憩い、学ぶことのできる空間として機能するという事です。

最後の7点目、瀬戸内市の魅力を発見し、発信する広場。

実にすばらしい目標で、図書館の機能が多岐にわたっていることが理解できます。そして「自分の居場所として集い、憩い、学ぶことのできる空間」と表現されていることは、この図書館の性格を端的にあらわしていると思います。

なお、本市の図書館の名誉のために申し上げますが、齋藤光館長が記した上山市立図書館の運営方針についても、魅力ある図書館づくり、伝統を創る、人を創る、文化を創るという類型で、瀬戸内市と表現は違いますが、同じような内容でわかりやすく整理をされております。

それでは、これらの目指すべき図書館像は、このたびの再生整備計画にどう位置づけられているかを考えてみましょう。私の理解では、図

書館は従来からあるので、1階と2階部分の整備のみが注目をされ、図書館をどう活用していくのかの議論は少なかったとの印象を持っております。

カミン再生整備計画は、ビル全体を一つのものとして中心市街地のにぎわい創出に結びつける視点がなければうまくいかないと思います。図書館が、1階のめんごりあ子ども・子育て世代とつながる、視聴覚室なども利用しながら2階の高校生とつながる、まじゃれの高齢者ともつながる、この視点を持たなければ再生整備はうまくいかないと考えます。3つのフロアがうまく融合すれば、年間10万人弱の現在の図書館入館者は倍になることでしょう。

どのように連携融合していくか、図書館サイド、めんごりあ、まじゃれや高校生サイド、双方からかかわり合いを模索し、「カミンに行ったらおもしろいことに出会えるよ」という意識が市民の中に芽生えるような仕掛けが必要だと思えます。

私が質問しているのは、ハード面ではなくソフト面であります。3つのフロアの機能の融合、とりわけ図書館の機能をどう再生に生かしていくのか、市長の所見を伺います。

2つ目は、図書館を市民の憩いの場にするためということで、先ほどは再生計画の立場から図書館の位置づけを伺ったのですが、今度は図書館サイドからどうカミンの再生計画にかかわっていくかという質問であります。

今、図書館では、飲み物を飲みながら本を読んだり屋外のテラスに出て本を読んだり、本を借りるより図書館でくつろいで過ごす滞在型が普及しております。

「上山の図書館はいいね」という言葉をたびたび耳にします。わざわざ市外から来られる方

もいますね。それは図書館の設備はもちろんですが、来館者に対するスタッフの対応と細やかな配慮、イベントの工夫、ボランティアの協力など、もろもろの要素が重なって、また来なくなる図書館になっているのだと思います。

そこで、このたびの再整備に当たり、図書館サイドとしてどのように呼応した取り組みを考えておられるのか、教育長の所見を伺います。

次に、2階フロアを市民の交流広場にすることを質問いたします。

2階は、テナントスペースもあるとのことですが、市はイベントをやれる交流スペースとして位置づけてはどうでしょうか。天井が低い難点がありますが、図書館とめんごりあの接着剤にもなれると思います。1階のめんごりあや5階の図書館と違い、2階フロアはその活用について柔軟に対応できる要素を持っていると思いますし、柔軟に利用すべきと考えますが、市長の所見を伺います。

次に、軽食を提供する場の確保ということについて伺います。

再整備に当たって、市民からも要望が出ていたのが高齢者の買い物や飲食できる場の設置でした。市長としてはその役割は周辺の商店街に担ってほしいということだと思いますが、リニューアル後は今まで以上に多くの人の出入りがあるでしょうから、軽食を提供する場の設置が望まれますが、市長の所見を伺います。

続きまして、大きな2番ですが、温泉健康施設の活用についてです。

昨年からことしにかけて、湯中運動に取り組んでいる鳥取県倉吉市、熊本県菊池市、大分県由布市を訪問し、湯中運動と健康づくりについて視察を行ってまいりました。

倉吉市と菊池市は、日帰り入浴施設や旅館の

風呂を使い、由布市ではクアージュゆふいんという健康温泉館を使って湯中運動を行っておいりました。由布市の施設は深いところで90センチメートルありますが、他の2つの市では、まさに今ある施設を活用しております。それでも痛みの改善、体力の改善、医療費抑制などの効果を上げていました。要するに、専用施設がなくても湯中運動はできるということでもあります。

本市で建設する施設は、深さ1メートルほどの20メートルプール4コースに加え、ジムスタジオまで併設する予定です。私が視察してきた3つの施設より運動する条件が格段によく、温泉利用型健康増進施設を目指しているのがありますから、運動の効果も高いものが期待されるのが当然であります。

菊池市では、湯中運動の30人ほどの自主グループを5つ育成し、運営が市の手を離れているため、現在の市の予算はゼロです。菊池市では、最小の投資で身近な疾病・介護予防を実現することを目指しているとのことですが、多額の投資をする本市の温泉健康施設では、施設建設の成果を目に見える形で上山市民に提示できなかったら大きな問題になると思います。

そこで、「建ててよかった」と多くの市民に実感していただくためには、幅広い市民から利用してもらう必要があります。成人病予防、介護予防に重点を置きつつも、幼児から高齢者、障がい者までも利用者を幅広く受け入れて、上山市民の健康づくりの殿堂と言われるようにすべきと考えますが、市長の所見を伺います。

次に、ヘルスツーリズムへの展開について伺います。

質問の趣旨は、温泉健康施設をヘルスツーリズムへ積極的に活用すべきであるということです。

倉吉市では、温泉を観光に生かす取り組みとして、温泉旅館組合が主体となり滞在期間ごとに休養・保養・療養に分け、農家体験や自然体験など、それぞれの目的に合わせたプランを提供しております。菊池市では本市同様、スマート・ライフ・ステイと呼ばれる「宿泊型新保健指導プログラム」に取り組んでおりました。

本市でも、建設する温泉健康施設を積極的にヘルスツーリズムに組み込んでいくべきと考えますが、どのように観光面での取り組みを考えておられるのか、市長の所見を伺います。

大きな項目、最後ですが、学校給食センターの今後の運営のあり方について伺います。

平成31年度から学校給食センターの調理部門を民間委託する方針が関係者に示されていますが、その方針の妥当性について質問いたします。

既に職場や労働組合、教育委員会、学校へ方針を説明し、意見の聴取を行ったようですが、その中でどのような意見が出たのかわかりませんが、肝心の保護者への説明は、行革推進本部での方針の確定を経てからというのは、利用者の声を無視しておりませんか。

給食サービスの利用者の声が最も尊重されなければならないのに、サービスを提供する側が説明会などの既成事実を重ね、最終的には一方的に押し切るというようなやり方は、学校給食への保護者の信頼を壊すことにつながると思います。

ことしの9月定例会に補正予算の提出を予定しているようですが、それまでに保護者との話し合いをきちんと行い、保護者の理解を得た上での予算議案上程とすべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

次に、民間委託の内容について伺います。

教育委員会管理課が作成したことし1月25日付文書によれば、民営化のメリットとして次の5項目が記載されています。

1つ、経費の削減、2点目、きめ細やかな対応、3点目、給食内容の充実、4点目、事務軽減、5点目、食育の推進と栄養指導及び管理の充実の5項目であります。

私は目を疑いました。経費の削減や事務軽減は、それが行革の狙いですから頭で理解することはできます。しかし、アレルギー対応食への対応などきめ細やかな対応ができること、給食内容が充実すること、食育の推進と栄養指導及び管理の充実が図られること、これらは市の責任でやらなければならない事項ですし、直営だからこそ民間以上にできることと私は理解しておりました。これが民間委託により直営以上に充実するとはどういうことでしょうか。私の理解を180度変えなければならない事態です。なぜ直営は民間より劣るのですか。その理由を伺います。

長野県上田市では、以前から食育に力を入れてまいりました。現在も直営で給食を提供しています。平成27年12月16日作成の運営方針では、上山市とは逆に、給食の質を守るために配送業務を含めて直営を選択しています。その違いは一体どこから来るのでしょうか。

そこで伺いますが、先ほど5項目の民営化のメリットに触れましたが、委託の最大の目的は何であるのかお示してください。

以上で質問といたします。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 7番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、再生計画における図書館の位置づけ

について申し上げます。

平成26年に実施したカミン再生整備についての調査報告に基づきまして、図書館に求められる機能と役割は、主に本市の文化活動及び文化発信の拠点であると認識をしております。図書館のこうした機能を再開発ビル全体で発揮できるように他のフロアとの連携に取り組み、中心市街地の活性化、将来的な街なか居住の促進につなげてまいります。

次に、2階フロアを市民の交流広場について申し上げます。

カミン再生整備計画では、2階に約600平方メートルの共用ホールを上山二日町再開発株式会社を整備することになっております。そのため現時点におきましては、市民の方々の交流スペースとして十分な広さが確保されているものと認識をしております。

次に、軽食を提供できる場の確保について申し上げます。

来館された方々が、再生整備したビルの中だけで完結することなく街なかに流れていくことにより、中心市街地のにぎわいが創出されるものと考えております。このため飲食につきましては、利用者が周辺商店街を利用しやすくなるよう商店街の取り組みを促してまいります。

次に、幼児から高齢者までの健康づくりについて申し上げます。

温泉健康施設につきましては、より多くの方々が健康づくりに取り組むことができる施設として整備してまいりますので、主題や体力に応じた運動プログラムを提供するなど、利用者のニーズに沿ったきめ細やかな対応を図る考えであります。また、バスでの送迎を初め市民の移動手段を確保するなど、健康づくりを實踐できる機会をふやし、市民の健康増進の拠点とな

るよう進めてまいります。

次に、ヘルスツーリズムの展開について申し上げます。

ヘルスツーリズムを普及、拡大させ、さらなる誘客促進を図るためには、健康を軸とした多様な滞在メニューを充実させることが重要と考えております。温泉健康施設では、こうした健康を軸とした滞在メニューを提供できることから、宿泊型新保健指導事業を含めたヘルスツーリズムにおける積極的な活用を図ってまいります。

○高橋義明議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 7番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、図書館を市民の憩いの場について申し上げます。

図書館といたしましても、今春のめんごりあ移転には大いに期待をしているところでございます。移転後の連携を見据え、既にSNSの子育て情報を利用した図書館イベントの紹介やめんごりあの団体貸し出しを行っているところであります。

また、4月からは、開館時間をめんごりあの開館時間に合わせ午前9時に早めるとともに、高齢者サロン、まじゃれの団体貸し出しも継続して実施するなど、フロア間の連携を図りながら、市民満足度の高い図書館運営を目指してまいります。

次に、学校給食センターの今後の運営のあり方について申し上げます。

献立の作成、食材の調達については、これまでどおり市の責任で実施し、提供する給食についてもこれまでと変わるものではありませんので、保護者への説明につきましては市の方針が

定まってから実施してまいります。

また、直営が民間に劣るとは考えておりませんが、このたびの取り組みにより経費の節減が図られ、設備改修や人的対応が必要なアレルギー対応給食が可能になるなど、学校給食の充実が図られるものと考えております。

委託の最大の目的につきましては、児童生徒に安全で安心な給食を継続して提供するとともに、より一層の充実を図っていくことであると考えております。

○高橋義明議長 質疑の途中ではありますが、この際、正午にもなりますので、昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 開議

○高橋義明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 それでは、2問目ということでさせていただきますが、まずは図書館の活用について、市長のほうからその機能を最大限に生かしていきたい、それで再生につなげていくというような回答だったと思います。その方向性はいいんですけども、少し細かく聞いていきたいと思いますが、2階に600平米の共用ホールという、坪にすると180坪ほどになるんですけども、ここはどういう活用とか、もう少しイメージとして湧くような感じで。カミンの展示スペースをつくってほしいなんていう声もありましたし、180坪の共用スペースというものをどういうふうなイメージで活用を考えているのか、お示しいたきたいと思います。

○高橋義明議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 まずは文化・芸術の展示とか吹奏楽の披露の場とか、あと商店街がカミンの中でのアピールということでマルシェなどを考えておりますので、そのマルシェの場所になったりというようなことで、さまざまな用途ということで考えております。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 また新しくマルシェという話が出てきましたが、マルシェというのはフランス語で「市場」だと思いますけれども、2階で市場をどんなふうに展開するというのか、中身を教えてください。

○高橋義明議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 マルシェにつきましては、主には1階の北側の交差点付近のオープンデッキのような形になっているところでの展開を予定しておりますけれども、店舗数等、今、商店街に対してどのぐらいの店舗が出られるかということを確認中でございますので、それらの店の数によっては2階付近の使用も考えられるということで検討しているところでございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 きょうはそういう議論をする予定でもなかったんですけども、図面でも見ないと私らもなかなかイメージができませんけれども、それは常設のマルシェですか、それともたまに開くマルシェですか。

○高橋義明議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 マルシェにつきましては常設ではなく、月に何回というような形で、商店街の誘導策の一つということで開催していく予定でございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 私は、西側にあるスペース、これはどれぐらいの面積かわかりません

が、旧薬局があつたり総菜屋があつたり歯医者がある、あそこのスペースについては今回この計画には入っておりませんので、あそこのスペースを活用すれば、さらにまたいろいろなカミンの機能が高まると思いますけれども、そこを活用して軽食を提供する場の確保ということで1問目に聞きましたが、そういう活用は考えておられませんか。

○高橋義明議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 軽食の場につきましては先ほど市長が答弁申し上げたとおりでございます。西側の部分につきましては、前にも申し上げておりますとおり、平成30年度中に用途を検討していくということで現在検討中でございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 検討中ということだと、その先、進みませんが、あそこの場所というのは結構重要な場所になるのではないかと考えております。軽食になるかどうかはわかりません。あそこでマルシェという方法もあるでしょう。さまざまな用途が考えられますから、常設のものがあそこだとできるのではないかと考えますから、西側フロアのスペースの確保、これについては市の持ち物ではなくて上山二日町再開発株式会社の所有になっていると思いますが、この活用についてぜひ御検討の上、後ほど議会にも教えていただくようお願いいたします。

それから教育長に伺いますが、先ほど図書館の話があつて、2017年の図書館大賞は瀬戸内市立図書館。その前の年、2016年は私どもが視察に行ったオガール紫波、紫波町図書館なんですね。紫波町図書館は、ホームページを見ても出てくるんですけども、たしかこんなことが書いてあるんです。「何がなくても図書

館、何があつても図書館、来てくださいよ」と、そんなことで書いてあるんですけども、図書館というものは人が集まってくる場所として位置づけられているという、そういう象徴的な言葉です。オガールの例でいきますと、とにかく買い物する人じゃない、消費を目的にしない人が年間70万人も来るわけですから、消費を目的にしていない人たちも集めることによって、そこに自然発生的にビジネスが生まれると、こういう発想です。

図書館は10万人来ていますからね。それを倍にすれば20万です。それぐらい私は来るんじゃないかと思っておりますし、そうじゃないと成功とは言えませんが、消費を目的にしない大勢の市民を、市内外からと言ってもいいと思いますが、ぜひ誘客できるように、これからもその工夫をお願いしたいというのが私の訴えたい趣旨でございます。

図書館の話をするとう長くなりますので、この辺にして、温泉健康施設も若干お伺いしておきたいと思っております。先ほど、幼児から高齢者、障がい者までを含めた利用ということで御提言を申し上げたんですが、置賜広域環境事務組合でやっているように、1歳未満の幼児などの水泳教室、それをすることによって赤ちゃん・幼児の体力増進につながっているという話を聞いてきましたけれども、幼児のスイミング教室。あくまでも幼児です。小学生ではございません。あるいは高齢者は当然入っておりますから、障がい者の可動域を広げる、そういった運動教室とかこの辺についてもぜひメニューの中に入れてほしいと、こう考えますが、いかがでしょうか。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 今現在、議員がおつ

しゃるような幼児というふうな部分については親子での教室という形で考えておりますし、障がい者の方については影響が当然、安全面を最大限考慮しまして、その方も参加できるような教室を検討していきたいということで考えております。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 市長に伺いますが、由布市では、健康温泉館の特別会計を設置しております、決算額が年間6,900万です。そのうち一般会計から5,000万円入っているんですね。ということは、全予算6,900万のうちの5,000万ですから、繰入額は7割を超えているんですよ。こんなに一般会計から突っ込むことは、私はどうかと思っているんですけども、去年の6月定例会で、私は収益性の上がる温泉健康施設の経営ということで一般質問し、市長も一定の理解を示してくれたものと思っております。そして、新年度にPFIの可能性調査に着手するとしておられますが、由布市のようにこんなに一般会計から入れることについて、私は上山市ではやるべきではないと思いますけれども、市長の頭ではどういうことを考えておられますか。この由布市の例に対する感想。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 由布市のクアージュゆふいは私は何度も行きましたし、体験もしてきました。ただ、あそこにつきましては、いわゆる市民の健康増進というようなことでつくった温泉でございますが、我々とすれば、これをつくるに当たって市民の要望が高い日帰り温泉を併設するというので、日帰り温泉からの収益性というものも考えながらトータルで考えていくということでございまして、由布市の70%に

ついては、我々としてはそういったお金をかけるわけにいかないんじゃないかな。やっぱりもう少し創意工夫をして、運営主体も民間にするとか、そういうこと、PFIも含めてでございますが、できるだけランニングコストというものを抑えていかないと、いわゆる趣旨にも反すると思いますし、また市民負担が高くなるということについても考慮した運営方針とか、あるいは運営主体を考えると、総合的に考えてできるだけ持ち出しは少なくしたいというふうに考えております。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 今ここで結論が出る話じゃないんですが、ただ、由布市の場合は、外来者は高いんです、結構。市民に限っては、年間会員になりますと極端に安くなってしまう。そういうことで恐らく出るほうも多くなるということだと思いますし、ただ、一方では、きちんとこれをやっていけば、見込みとして年間5,000万から9,000万で、非常に幅のある話ですけども、医療費なり介護経費の削減につながるということを担当者は言っておりましたので、そう考えると、差し引きでもうゼロに、あるいはプラスになるということもあるということでございます。

ぜひ、まだこれからですけども、経費をかけないで、しっかり効果を出すと、こういう線で引き続き努力をお願いしたい。なお、メニューについてもぜひ多様なメニューをそろえていただいて、市内外から多くの人を集めていただきたいというふうに思います。

そしてヘルスツーリズムは当然、答弁にあったように、ぜひ積極的に推進をお願いしたいと思います。

それから、戻ってはなんですが、昨日、桜フ

エスがあって、これは上山かとびっくりしました。そろそろそろそろ、それも若い人が中心ですね。去年も確かに多かったんですけども、これだけの若い人が動くと、まちが動くんだなというか、その雰囲気にもまず圧倒されたんですけども、カミンにもそういう効果を期待するわけですよ。それ、なるかならないか、なかなか難しいかと思っておりますが、ぜひきのうの例なども参考にさせていただいて、恐らくきのうだって3,000人から5,000人、ちょっと幅があり過ぎるかもしれませんが、そのぐらいの人が出ていると思います。テレビのニュースにまで出ていましたからね。本当にカミンの取り組みにもぜひ参考にさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、学校給食センターの話ですが、先ほど教育長から答弁がございまして、最大の委託のメリットについて、あえて教育長は経費ということと言わなかった。経費ということなぜ言わないのかですが、民間委託は経費が浮くからするわけですよ。だから、それを言わなかった背景には、このままでは給食が続けられないという上山市ならではの事情があるというふうに私は思いました。

それで、民営化のメリットについて、きめ細やかな対応、そして給食内容の充実、食育の推進と栄養指導及び管理の充実、この3点が民営化すると達成されるということで私は、じゃ直営は劣っているんだろうと、これを見れば素直に思ったわけです。そうしたら、教育長はそういうことではないと今のお話。だけれども、民間委託のデメリットを3つ挙げているんですね。1つは、受託業者との十分な意思疎通が難しいという意味だと思いますね。2つは調理員の質の確保。これデメリットに入っているんですか

らね。それから、能力のある事業者の確保。この3点を挙げておきながら、先ほど言ったきめ細やかな対応ができるとか給食内容が充実できるか、あるいは食育の推進。矛盾していないですか、これ。メリットとデメリットの関係が私は矛盾しているように思えたんですが、この辺についてお答えをいただきたいと思います。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 ただいまの議員の質問については、運営のあり方についての具体的な内容になっていますので、管理課長のほうがお答えいたします。

○高橋義明議長 管理課長。

○太田 宏管理課長 メリットとデメリットということでございますけれども、まず最初にデメリットのほうの話でございますけれども、3点ほど。議員持っていらっしゃる資料については、もちろん庁内のほうで検討する資料ということで、管理課で作成したものでございます。

その中身のうち、受託業者との意思疎通ということにつきましては、円滑に給食の調理というものを実施してもらうには献立の作成とか食材の調達はそのほうが責任を持って給食センターで実施するわけですが、その献立を、調理を受託した民間業者の方にちゃんとつくっていただくということでの意思疎通が大事なというのが第1点目でございます。

次に、調理員の質の確保ということですが、調理をするに当たっては当然、調理員の質というのが大変大事でございますので、受託を受けた事業者の方がそういった質の高い調理員を確保する必要があるということでございます。

次に、能力のある事業者の確保ということでございますけれども、最近のニュースの中では神奈川県でしたか、デリバリー給食の提供をす

る事業者なんかで、おいしくない給食の提供とかという話題がありました。また、受託事業者が経営的に破綻をして、給食が年度の途中で実施できなくなったなんていう例もございますので、そういったことがないような業者を選択していく必要があるということでの3つのデメリットとして挙げたものでございます。

ただ、県内には多くの自治体で民間委託といった方法をとっておりますけれども、そういった例は県内ではありませんし、それなりの質の給食というものが提供されているというふうに考えてございますので、本市においてもこういったデメリットについては解消できるものだろうなというふうに考えてございます。

メリットで何点か挙げましたけれども、最大のメリットというのは経費の節減ということが1つございます。経費が節減をされることによって、節減した予算の中で、例えば課題になっておりますアレルギー対応給食の提供といったこと。アレルギー対応給食の提供には設備の改修でありますとか、人的に配置を手厚くしなくてはいけないというようなことがございますけれども、そういったことも解消されてくるというようなことで、実施が可能になってくるなというところで、きめ細やかな対応ができるのか、給食内容の充実ということが図られてくるというふうに考えているところでございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 今回の全貌を整理しないと話が進みません。まず、委託になった後の姿です。献立は誰がつくるのか。これは市がつくりますね、教育委員会。そうですね。それから食材は誰が購入するのか。これは教育委員会が責任を持って仕入れて、それを業者に提供するということですね。それから調理場設備は業

者に無償で貸すということですかね。有償かわかりませんが、とにかく業者に使わせると。電気・ガス・水道についてもそういう格好で、無料になるのかお金を取るのかわかりませんが。そして市教育委員会が作成したマニュアルに従って、指示書と言ってもいいと思いますが、業者が調理をすると。

そうすると、幾つかの疑問が生まれてきます。1つは、業者はどこでもうけるのかな。もうからなければ業者やらないですよ。委託料がばあんと大きければ別ですけども。業者がもうけると言ったら、大体大量購入などで、幾つかの施設をやっている、それで安く仕入れるということはありだと思いますが、今回仕入れは市がやりますから、業者がもうけられるのは要するに人件費の安い人を使うという、その1点しかないということですよ。最初からわかっています。いわゆるワーキングプアをどんどん、また再生産する。せっかく今政府が金上げろと言っているのに、また安い労働者を雇用せざるを得ない。そうじゃないと、民間のもうけはどこにも出ないからですよ。この私の認識についてどうお考えですか。

○高橋義明議長 管理課長。

○太田 宏管理課長 業者のもうけがどこから出るのかという話でございますけれども、基本的には業者のほうで必要な人材を雇用して、調理の委託を受けるということでございます。

一体どこからもうけが出るのかと。営業経費というような形で、それぞれの社で何%かわかりませんが、利益を確保するというようになってくるかと思えます。

ワーキングプアの関係ですけども、その職に見合った給与での雇用ということでないかと当然人も集まらないということでございますので、

それなりに適正な給与で人を集めるということになると思います。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 いわゆるコストでいくと、そんなにメリットは出ないのではないかというのが私の結論です。

それで、また1つ疑問が残りますが、調理部門だけの委託ですから、その調理に対して業者に指示書を出すときに、かつて偽装請負というのが随分話題になりましたけれども、市の職員もあそこには配置をされるんでしょうが、市の職員が直接、個々の調理員に指示を出すことは禁止されますね、偽装請負ですから。調理場で何が起きているのかを把握できないという現象が発生するんですよ。直営だから、今、自由に栄養士なりが行って状況を見たり、調理場の内部でどういうことが発生しているのかをつかむことができますが、代表に対して、民間のその責任者に対して文書でいろいろな指示を出す。それ以上指示をしたら偽装請負になる。この点の心配はないですか。

○高橋義明議長 管理課長。

○太田 宏管理課長 請負の中身ということでございますけれども、調理業務の委託ということでございまして、基本的に給食センターのほうからは、こういう献立をつくりました、それでこういう食材がありますよということで、この材料でこういう給食をつくってくださいねということを委託するわけです。その委託を誰に伝えるかといいますと、総括責任者の方にお伝えをするということで、総括責任者が給食のでき上がらせ方を目指して調理場を使って調理をするということでございます。

そこで、給食センターのほうでどういった点検をしてくるのかということでございますけれ

ども、まず食材の搬入の際には、市で購入したものでございますけれども、業者の方と一緒に食材がどういうものかについて確認をするということと、調理の途中ででき上がってきたものについて試食などをして、調理の状況がいかということも確認をし、最終的な形のものも確認をする中で給食の質を点検していくという形で実施をしていくというものでございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 結構、民間業者の方って出入りも多いですしね、そうすると作業マニュアルをきっちり使わせて定型化した作業マニュアルをつくるというか、市が仮に献立をつかったとしてもそれにどう対応するかについては業者の中で自由度があるんでしょうから、さまざまな加工食品を使ったり冷凍食品を使ったりと、手の込んだことはやらないと、この辺も徹底するんじゃないかと思います。

私を見てきたことを課長に申し上げてみてもだめかもしれませんが、喜多方市に編入されて、熱塩加納村という村だったんですよ。私は行ってきました。給食を食べてきました。そこでは300食、センターで今つくっているんですけども、学校に行きますと、大きいフロアで、きょうの献立ということでちゃんと実物があって、生産者の顔写真がそこにあって、子どもたちがみんな座ったところで先生がクイズか何かを出すんですね。みんなで楽しく食べながらやっていく。まさに食材は全部地元で調達。これが理想の給食かなと思って感心してきたことがありましたけれども、今回、上山市が目指そうとしている姿はこれとは全く逆ではないかというふうに心配をされるわけです。

ですから私は、保護者の意見も聞いてくださいというようなことをさきに申し上げたわけで

すが、教育長からは「方針が決まってから」、保護者にはまさに報告という形でしか恐らく行かないと思いますが、それでいいのかということを私は感じるわけです。やはり市の方針がきちんと6月の行革の部会か何かで決まってから、その後、保護者には「来年からやります」と、「よろしく」と、この一言で終わりなんでしょうか。保護者に決定前にいろいろ話を聞くという態度は今回はとらないと、そういうことでしょうか。

○高橋義明議長 管理課長。

○太田 宏管理課長 今回の案の中では、行革推進本部でのある程度の決定があってから、その後、保護者へという形のスケジュール案ということで策定をしておりますけれども、枝松議員の意見も参考にしながら対応を進めてまいりたいなというふうに思っております。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 ぜひ保護者の意見というものをまず聞いていただいて。カレーライスも市販のルーを使っているところと自分たちでつくっているところなどあるようです。給食というのは教育の一環としてやっているわけですから、どこからか弁当持ってきて預ければいいというんだったらそれで結構ですけども、そうじゃないところに奥深いところもあるということですね。

そして、新年度から施設を改修してアレルギー食を提供すると。ラインは2つつくらなければいけないですね。通常給食、アレルギー給食ということで、工程が別々なものをやらなければいけないと思うんですけども、これについても直営で何でやれないのかなと。そう聞くと必ず、ことし3月に調理員が2人やめるからだという話になるんですよ、多分。調理員がやめ

るから、今回、民間委託をすると、最初にそこら辺を本音を言っていた方がいいと思うんですけども。

○高橋義明議長 管理課長。

○太田 宏管理課長 アレルギー対応給食の提供につきましては、設備の改修と同時に、人的に人をふやさなければいけないという対応が必要です。当然経費もかかってくるということでございますので、そういったことに対応していくためには、給食センターのあり方というものも見直す中で、経費を節減して対応していくという考えでございます。

また、平成30年度末で2名の調理員の方が退職されます。給食センターが発足当時には13名の方が正職の調理員ということでいらっしゃいました。その後、給食数も減ってくるということと、定員適正化計画という中で現業職員の採用はしないという中で、今現在7名ということです。さらに2名の方がやめられるという中で、給食センターとして安心・安全な給食というものを提供していくにはどうしたらいいのかなという形の中で、今回こういう方向が一番いいのではないかなということで検討したものでございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 一応御紹介だけしておきますが、直営に対して民間委託で出ましたけれども、たしか小金井市は第3の道を選んでいると思います。ちょっと研究してください。保護者とか何かそういうことで、私は余り好きではないんですけども、完全な民間ということでもなく、公的な責任も果たさなければならぬ立場の組織というものもあると思います。

それで、今回、職員が退職しますけれども、新たな身分の職員をつくることができるという

ふうになるんですよ。新年度以降、条例改正も含めて提案されると思いますけれども、そうやっていった場合、何とか直営で続ける方法はないんですか。

○高橋義明議長 管理課長。

○太田 宏管理課長 議員御指摘の新たな身分の職員については、よく了知しておりませんので、その職員で続けられるのかということについては御返答しかねるところでございますけれども、給食センターの実際の現在の調理の中で一番難しいのが、業務体制という中で、検収、下処理、調理が3つの部門、またコンテナの配送ということで大きく6つの業務がございます。その中で正職員を1人ずつ専任者として配置をして、非常勤なり日々雇用なりの職員を指導しながら給食の調理を行ってございますけれども、その辺が7名から5名となる中で難しいところもあるというところをお伝えしておきたいなというふうに思います。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 これ以上お話ししても難しいようではございますけれども、新しい職というのは会計年度任用職員という名前ですね。1年間の雇用契約で、繰り返し何度でも更新ができる。ことしの4月、来月から本格施行される労働契約法、これによって民間でもそう簡単に職員を切ることはできなくなりますよ、今度。ですから人を雇うということは大変なことではあるんです。それを踏まえた上でぜひ市の公的な責任を担保したセンターの運営のあり方というものをこれからも模索していただきたいと思います。

ただ、最後に申し上げたいのは、志の高い学校給食ということで、よそもやっているからうちもやるんじゃないなくて、上山市としてはこうだということをごまかして打ち出した運営のあり

方をお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○高橋義明議長 次に、1番守岡等議員。

〔1番 守岡 等議員 登壇〕

○1番 守岡 等議員 議席番号1番、日本共産党議員団の守岡等です。

私は最初に、観光振興による交流人口の拡大について御質問させていただきます。

まず、観光基本計画の策定についてです。

私はこの間、人口減少対策を上山市政の最重要課題として位置づけ、福祉のまちづくりによる雇用対策、中心市街地の活性化、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備、そして長期的視野に立ったまちづくりなどを問題提起してきました。

今回は、観光振興による交流人口の拡大、すなわち観光産業を発展させ、市内経済の活性化と市の財政運営の健全化を図る取り組みについて問題提起するものです。

今、本市の人口は5年間で2,000人、年間で400人ずつ減少しており、3万人を割るのも時間の問題となっています。特に年少人口の減少率が高いため、継続的に人口減少が進み、過疎化・高齢化はますます深刻な問題になると予想されます。人口減少は何よりも経済力の衰退を招き、本市の財政難、サービス低下は避けられません。

総務省の資料によれば、定住人口1人当たりの年間消費金額全国平均は124万円となっており、人口が100人減ったということは年間およそ1億円の消費が減ることになると試算されています。本市に当てはめると、年間400人定住人口が減少したことによって4億円の消費が減っている計算になります。

こうした状況のもと、交流人口の拡大によっ

て市内経済力を維持する取り組みが求められています。そして、その中心に観光振興が据えられるものだと考えています。

平成19年に策定された上山市観光振興基本計画においても、観光産業の位置づけを明確にし、本市を訪れる観光客の消費額は、宿泊客40万人、日帰り客10万人の場合、宿泊等に要する直接消費額は約150億円で、その1.6倍とされる波及効果を含めると約240億円となり、これは市内工業品製造出荷額570億円、商品販売額300億円に次ぐ売上額となっていることが示されています。また、観光客の消費は地元商店の売り上げ、地場製品の消費にも連動し、経済波及効果は極めて高く、総合産業として本市経済の活性化と発展に多大な影響を及ぼしているとしており、観光に関連するサービス業の就業者数は1,500人となっており、雇用の面でも重要な役割を果たしていることが示されています。

観光庁からも、先ほど紹介した定住人口1人当たりの年間消費額124万円は、旅行者の消費に換算すると外国人旅行者10人分、国内旅行者（宿泊）26人分、国内旅行者（日帰り）83人分に当たると試算が出されています。この数値を本市に当てはめるならば、年間400人の人口が減少しても、4,000人の外国人旅行者を受け入れるならば市内経済を維持することができる計算となります。

それでは、現在の本市の観光客受け入れ状況はどうなっているのでしょうか。本市の温泉旅館宿泊者数は、1980年代までは60万人前後で推移していましたが、1998年度に40万人台、2004年度に30万人台、2010年度に20万人台まで落ち込み、2016年度は25万8,000人と過去最低となっています。

観光者数も1992年度の156万人をピークに、2016年度には65万人にまで減っています。この背景には、団体旅行から個人旅行への形態の変化、不況の深刻化といった一般的な傾向もあると思われますが、本市固有の特徴を分析する必要があると思われます。

山形大学の研究室では5年にわたる継続的な研究・分析を行ってきました。そうした専門家の意見も加味した本市の観光課題を整理すると以下ようになります。

まず第1に、2012年に山形大学が行った宿泊客へのアンケートによると、旅行の目的として休養を挙げたものが一番多く45.6%、観光は36.0%と、休養のほうが観光を上回っていることです。これは観光地の魅力で本市を選んだのではなく、旅館の魅力が宿泊地選定の大きな理由になっていることを示しています。こうした観光分析を受けて、今後は高齢者を中心とする休養を目的とした方たちを維持しながらも、上山における観光資源を目的とする着地型観光・体験型観光の魅力を訴えていく必要があります。そのためには、旅館から外に出て、本市の歴史・文化遺産の理解や本市の農産物の飲食といった付加価値を付与し、観光地としての魅力を総合的に高める必要があります。

第2に、インバウンド対策がおこなわれていることです。2015年の外国人延べ宿泊者数は全国で6,561万人であるのに対し、山形県は10万人にすぎません。今後、外国人観光客を受け入れるルートを切り開くとともに、外国人を満足させる地域資源の発掘と宣伝、受け入れ体制の整備を図る必要があります。

3番目に、山形大学の調査に参加した学生からは、土日のバスが運休になるなどの二次交通の未整備、上山市ならではの土産品が少ない

こと、景観対策が不十分といった声が寄せられています。また、若者対策として、上山市の公式ツイッター、夜に楽しめる観光スポット、ホームページの整備などが指摘されています。

本市では、これまで平成19年に策定された上山市観光振興基本計画が観光施策の基本と位置づけられていました。そこに示されている計画内容はどれもすばらしく、本市の観光振興に大切なことが網羅されていると思います。10年の計画が終了した今、そのすばらしい計画がどのような到達に至り、達成できなかったものについてはその要因を深く分析する必要があると考えます。特に観光の産業化という点で、産学官金の連携、農商工の連携という観光のまちづくりという視点からもう一度練り直し、観光客の求めるメニューづくり、受け入れ体制の整備を図っていく必要があるのではないのでしょうか。それをしないままでは今日の衰退傾向からは脱し得ず、人口減少と相まってますます活気のないまちになってしまいます。

とりわけ、今、日本の各地で活気を見せている観光地では、着地型・体験型観光という新しい観光の魅力を見出して、そうしたものを観光業者だけでなく、まち全体を挙げた取り組みとして成功させています。

本市においても、例えば農業体験観光を農家の収入増と結びつけた食と農の共同企画、福祉と観光を結合させたユニバーサルデザインに配慮したまちづくり、児童が地域の歴史・文化・観光ポイントを調べ、地域の魅力を観光客に知らせる教育と観光のコラボレーション、地元ワインと食材を楽しむワイナリーとレストランの連携、「春雨庵と禅体験」など、日本の歴史と文化の接合など、第7次上山市振興計画で示された観光振興・交流人口拡大の方針を市民・

事業者・産業振興団体・行政が一体となって、市の活性化、産業づくりの視点で具体化を図るために観光基本計画を策定することを提案します。観光関係者のみならず、市の総力を挙げた観光振興が、今後の交流人口の拡大、産業の振興、財政の健全化に結びつくものとなります。市長の御所見をお示してください。

こうした観光基本計画に基づいて、早急にかみのやま温泉DMOの早期設立に取り組むべきだと考えます。

DMOというのはDestination Management Organizationの略で、直訳すれば観光のマーケティングや商品開発などを一体的に進める組織のことをいい、一言で言えば観光地域づくりを行う法人という意味です。観光庁によれば、「日本版DMOは、地域の『稼ぐ力』を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する『観光地経営』の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」というふうに定義されています。

そしてDMOが必ず実施する基礎的な役割・機能として、第1に、DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成を図ること。

2番目として、各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、KPI（実績・目標）の設定・PDCAサイクルの確立。

そして3番目に、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーションといったことを挙げています。

また、地域の官と民の関係者との効果的な役

割分担をした上で、例えば着地型旅行商品の造成・販売や旅行サービスの手配の業務の実施など、地域の実情に応じてDMOが観光地域づくりの一主体として個別事業を実施することも考えられるとしています。

今、北海道のニセコ町、新潟県の湯沢町、長野県の飯山市、岐阜県の高山市、大分県の別府市など、DMOによる観光地域づくりを進めているところがふえています。

観光庁では、日本版DMOの確立を促進するため、日本版DMO及びその候補となり得る法人を登録する制度を創設しています。そして昨年11月には、日本版DMO候補法人のうち登録要件を満たす41法人を日本版DMOとして認定登録しています。

こうした国の政策のもとで、今、山形・上山・天童三市連携観光地域づくり推進協議会、いわゆる山形DMOが結成され、さらに民間活力によるその商品化・具体化を図るおもてなし山形株式会社、いわゆる山形DMC、カンパニーですね、これが創設され、広域的な取り組みが始まっています。そこでは観光戦略の企画立案、マーケティングなどを担う企画担当部会、着地型旅行商品の企画・造成、プロモーションを行う旅行商品造成担当部会、情報発信業務などを行う情報・システム担当部会などが設置され、三市が連携した広域的な取り組みが行われています。

この山形DMOの観光地域づくりを進めるに当たって、天童・山形・上山の各温泉地においてDMOを設立し、宿泊施設等の業務システムの共有化を図り、従業員のシェアを図ることで従業員の確保と新たな雇用を創出し、あわせて未利用施設を宿舎として再生を図り、温泉街の活性化を図ることが打ち出されています。そし

て、既にDMC天童温泉が設立されています。

私は、こうしたかみのやま温泉DMOを早期に設立させ、本市の地域資源整備、観光メニューの造成を図りつつ、広域DMOとも協力して、インバウンドも含めた幅広い観光客の受け入れを進めるべきだと考えます。

例えば、山形大学が行った本市の観光分析にもあるように、これまでは旅館の魅力で本市を選択する観光客が多かったわけですが、今後はそれに加え、本市独自の観光メニューを選んでもらう必要があります。そのためには本市の観光資源を生かした体験型観光メニューを整備していく必要があります。これまでもいくつかの体験型観光が行われてきましたが、例えば上山城・武家屋敷周辺での着物着つけ体験、折り紙・習字・茶道の体験、侍体験など、地域資源を発掘して新たな体験型観光メニューをつくり上げていく必要があります。とりわけインバウンド観光においては、こうした体験型・着地型の観光メニューが効果的で、むしろ最近では都会の大型観光施設よりも地方の日本らしい地域を訪れる外国人観光客がふえているようです。先ほど述べた高山市に外国人観光客が訪れるのもこうした理由からだと考えられます。本市の自然環境、歴史、伝統文化などを観光資源として整備するならば、外国人に対し典型的な日本文化を示し得るものだと考えます。こうした本市独自の観光メニューをつくり上げていくためにも、かみのやま温泉DMOを創設すべきだと考えています。

これまでも市民初め観光関連業者や行政が観光振興に努めてきたわけですが、交流人口の拡大やまちの活性化という共通のベクトルで、しかも利益を生み出すという目的で統一的に機能してきたとは言えない状況があります。これ

はそれぞれの業者・個人の事業目的が違うため、当然と言えば当然であるわけです。しかしDMOは、観光地経営、観光地づくりという共通の目的を持ち、観光商品の開発と販売旅行サービスの手配といった共通の事業を行う経営体です。当然、経営的に自立し、責任の所在も明確です。非常にシビアな側面もありますが、観光振興による交流人口の拡大を図るためにはこうした組織が必要だと考えます。

かみのやま温泉DMOの創設について、市長の御所見をお示してください。

大きな2番目として、安心して産み育てられる環境整備についてです。宿泊型産後ケア事業の実施についてです。

今、育児ノイローゼ等による痛ましい事故・事件が連日のように報道されています。ただでさえ不安を感じる子育てですが、核家族化や地域とのつながりが希薄化する社会状況においては、支援が必要な母子が増加していると思われます。

本市においても、市外から嫁いできたため身近に相談できる人がいない、夫を初め子育てに対する協力が不十分だ、産後鬱がひどくて子育てに自信が持てないという深刻な声が寄せられています。また、10代及び20代前半の出産もあり、障がいを抱える方の出産もあると伺っています。私たちが産後ケアについて視察した先の説明では、出産年齢が早いほど子育てに対するリスクもふえるということ学びました。

出産後のマタニティブルーを体験した方は多いと思いますが、「湯ったり健康かみのやま21」アンケート調査でも、57.6%の保護者が「育児に困難や不安を感じることもある」と答えており、育児支援の取り組みは重要になっています。

本市でも、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実を図っており、妊婦健診や乳幼児健診、療育相談などが取り組まれています。

一方で、産後すぐには母親が心身ともに不安定な状態にあるにもかかわらず、宿泊型産後ケアに取り組む近隣自治体及び医療機関は少なく、支援が十分とは言えない状態にあります。

このため、山形県は産院退院後から産後3ないし4カ月ごろまでを支援の手薄な期間と位置づけ、母親が赤ちゃんと一緒に生活に早くなれるよう、助産師や保健師等が授乳や子どものケアなどに対してアドバイスを行う宿泊型産後ケアモデル事業を平成28年度に実施しました。

この事業は、2泊3日を基本として、希望者には最大6泊まで可能とするもので、上山市の旅館のほか山形市のビジネスホテルや研修施設を利用し、2泊3日の費用は食費込みで5,000円から1万5,000円というものでした。期間中は、助産師3人が交代で付き添い、赤ちゃんの発育チェック、授乳や沐浴指導などを行いました。産後ケアを利用した方は、「頼れる人や親しい人が近くにいないと夜泣きなど大変でしたが、助産師と朝から夜まで一緒に過ごすことで、これもあれもと聞きたいことがどんどん出てきた。3日間で助産師さんたちに支えてもらい、疲れが癒された。こんなに手をかけてもらったのだから、あしたからまた頑張れそう」と感想を語っています。

お母さんたちが孤立せずに、安心して産み育てられる環境を整備するために、宿泊型産後ケア事業を実施することを提案します。市長の御所見をお示してください。

以上で第1問とします。

○高橋義明議長 守岡等議員に対する答弁の前

に、この際、10分間休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 開議

○高橋義明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

守岡等議員の質問に対する答弁を求めます。
市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 1番守岡等議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光基本計画の策定について申し上げます。

観光振興の計画につきましては、本市の最上位計画である第7次上山市振興計画に直接位置づけることとし、数値目標のもとで毎年度、各取り組みについて評価を行うなど、計画の実効性を高めているところであります。

また、2年後にはこれまでの取り組みを踏まえ、社会情勢の変化等を捉えながら後期基本計画を策定することにしておりますので、引き続き個別計画の策定によらず、振興計画で取り組みを定めてまいります。

次に、かみのやま温泉DMOの早期設立について申し上げます。

現在、山形・上山・天童三市連携観光地域づくり推進協議会では、平成29年3月に設立された株式会社おもてなし山形を主体とする3地域連携型DMOの構築を目指しております。この地域連携型DMOを有効に機能させるため、旅行商品の販路開拓やマーケティングは株式会社おもてなし山形が担い、各市域内の地域資源を活用した旅行商品の開発と手配は、各市域の組織が担う機能分担をしておるところでございます。

本市におきましては、上山市観光物産協会がその役割を担えるよう取り組みを支援してまいります。

次に、宿泊型産後ケア事業の実施について申し上げます。

宿泊型産後ケア事業につきましては、市内におきましても実施可能な施設や助産師等の人材が限られており、実施が困難な状況ではありますが、市民のニーズや事業手法などについて調査研究し、安心して産み育てられる環境の充実に図ってまいります。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 まず、観光基本計画についてでありますけれども、振興計画で実施するというので、個別計画はつくらないという御答弁だったと思いますが、この7次振の中で、それぞれ基本計画に整合した個別計画をつくるというふうになっておりますけれども、この辺とのかかわりが一体どうなのかということと、あと、平成19年に策定された観光振興基本計画、これをどのように総括してまとめているのかということ。先ほど言ったとおり、理念とか目指すものは非常に網羅されていると思うんですけども、それをどう進めるのかということがちょっと弱かったのではないかと考えています。特に、観光振興基本計画の実現を図るために市の関係各課との十分なコンセンサスを図り、全庁的に計画の取り組みを推進するという点でどうだったか。また、行政に加え観光関係団体、商工団体、農業関係者、地域住民など、戦略会議を開催し、これを核として計画推進を図るといふこの戦略会議というものがどう機能したのかということですね、この辺をきちんと総括して、今後、目指すところはそう大して変わらないと思いますので、どうやって進めていくのか

ということをきちんと方針づけする必要があるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○高橋義明議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 まず最初に、7次振と個別計画について申し上げます。

7次振では、個別計画との関係という記載がございます。確かにその中で、各施策を実施する上で策定する個別計画については、原則として基本計画と整合して策定してまいりますという記載でございます。しかし、これは積極的に個別計画をつくっていくということではなくて、基本的に7次振の基本構想、基本計画、実施計画、この構造の中で完結すべきものだけでも、個別計画をつくる場合は基本計画と整合していくんですよという、個別計画に縛りかけるような、そういう考え方でございまして、観光の基本的な計画につきましても7次振の中で完結していきたいという考えでございます。

それから、平成19年に策定されました上山市観光振興基本計画、これをどう総括するかということでございますけれども、戦略会議ということがございましたけれども、これは10年スパンの計画でございました。その中で考えられるものといったものを非常に網羅した計画かなど。当時としましては非常に正当的な考え方でつくられたものというふうに思います。中身につきましても上山市の観光の可能性を示すような、そういった項目が一覧的に記載されているというような理解をしております。

ただし、この観光基本計画は行政がつくった計画であります。確かにいろいろな方の御意見、知見といったものを寄せていただきましたけれども、行政がつくった計画ということで、当時DMOという考え方がありませんでしたので、

これをどうやって実践していくのか、具体的に進めるかという、その視点というのはちょっと不足していたのかなというふうに思っているところでございます。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 基本計画云々とはまた別に、インバウンドについては待ったなしの課題だと考えています。先ほど紹介した本市の姉妹都市高山市や、あるいは私たちが先日会派で視察に行った長野県なんかは、交通的には決して便利ではない地域なんですけれども、本当に外国人観光客でにぎわっているという、この姿をあすの上山市の目標にすべきだと考えていまして、やはり観光客をふやすといっても、観光庁のデータでも国内の観光客はどうしても苦戦している、減っていると、それに対してインバウンドの外国人観光客は非常に伸びているという統計もあります。

日本らしさを求めて来る外国人観光客を受け入れる要素は、この上山市の地域資源は大変大きなものがあると思うんです。やはり今、不足しているのは、外国人観光客に対する情報発信がまだまだおこなわれているんじゃないか。高山市なんかだと多言語対応ということで、12カ国語でしたかね、ホームページをつくっているということで、とりあえずホームページやSNSの外国語対応を早急に行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○高橋義明議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 まず、インバウンドの重要性につきましても、インバウンドといったものが観光振興の一つの道といいますか項目だという、そういう位置づけではもはや足りないというふうに思っております。要は人口減少社会が到来しまして、国内の旅行市場といったもの

がどんどん減っていくと。これを補うのはインバウンドしかないんだという、そういうインバウンドに対する重要性というのは認識を深める必要があると思います。これは観光関係者の間でも、これからしっかり認識を深めていかなければいけない部分だというふうに思います。

その中でインバウンドが上山は足りないと。そのとおりだと思います。いろいろな部分が足りません。ホームページやSNSといった具体的な項目を今の御発言ですけれども、その部分についても確かに足りません。ちょうど今月3月末に駅前に観光案内所を開設いたします。あそこは単純に観光客の方が立ち寄って情報提供だけの施設ではなくて、情報発信元という位置づけで、あそこを起点に情報発信をしたいと、ホームページあるいはSNSですけれども。ちょうど観光物産協会のホームページがリニューアルして、今少しずつ充実しつつあるんですけれども、上山の観光情報といったものをそこに集中させる。それから、これはまだ検討中ですが、地域おこし協力隊の隊員の活用といったものを図りながら、こういったホームページあるいはSNSといったものを充実していきたいなというふうに考えるところでございます。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 ぜひそういう方向でお願いしたいと思いますが、一つだけ、情報発信の場合にネイティブ対応が必要だと思うんですね。実際の当事者国の方から見てもらって。でないと、なかなかおかしい外国語になっているのが上山城の表記でも指摘されていますけれども、ネイティブ対応という点ではどうでしょうか。

○高橋義明議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 単純に日本語を翻訳するという対応では足りないというふうに認識してございます。さまざまな観光パンフレット、情報といったものをできればネイティブの方に取材していただいて、発信していただくと。そこには単純に翻訳ということではなくて、ネイティブの方ならこういったことに興味あるんだよと、そういう部分がありますので、それが必要なんだろうということで、既に昨年、あるいは一昨年の予算でつくったパンフレットにつきましては、ネイティブの方から取材してもらってつくっているという実態がありますけれども、そういったものをふやしていかなければいけないというふうに思います。

それからもう一つ、要はICT技術の進歩といいますか、今のかみのやま温泉駅の観光案内所でも秋口から使用しているんですけれども、ボイストラという音声翻訳ソフトを活用してまいりました。非常に精度が高いということで、こういったものも積極的に使っていくのも一つの方法かなというふうに考えているところでございます。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 それと観光基本計画の問題に戻りますけれども、やはり基本計画の必要性を私が主張する根拠として、今の本市の観光客が減少している背景をきちんと分析する必要があるであろうと思うからです。単純に団体旅行客が減ったからとか、あるいは景気が悪いからだというんでなくて、もう少し細かい分析をしないと本当の対応策が出てこないんじゃないかということで、この間、山形大学の研究室が延べ5年間にわたって本市の観光分析を行いました。その結果は先ほど言ったとおり、本市の観光資源の魅力よりも旅館の魅力がまさって

いと。これはこれでいいことなんですけれども、ただ、今後、観光客をふやすためには、休養ではない、本当に本市の観光資源を目的とした観光客、それもリピーターをふやす必要があるんじゃないかというのが研究室の判断だったんですけれども、その辺どう考えますでしょうか。

○高橋義明議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 山形大学の先生から研究、分析していただきました。これは非常に貴重な情報でしたので、その当時、先生に上山に来ていただきまして、観光関係者の前で発表をしていただきました。要は、先生の研究の画期的なところが、通常かみのやま温泉に泊まる目的は何ですかという場合に「休養」という項目を加えたと。これは従前のいろいろな調査ではこういう項目はなかったんですけれども、先生がこれをあえて入れたらこれが一番多くて、しかもリピート率が最も高いというようなことで、かみのやま温泉というのはこういうお客さんで成り立っている部分が相当大きいんだなというのを改めて旅館関係者が再認識したところで、確かに何となくわかっていたものがこういうふうに数字であらわされたなというふうに当時感想を漏らしているのを思い出したんですけれども、これは上山にとって非常にメリットでありデメリットでもあると思います。要は、休養を目的にたくさんいらっしゃってリピート率も高いということで、いわば上山にとって固定客という層が形成されているということで大変ありがたい話ですけれども、議員おっしゃるとおり、じゃ本来の観光目的のためのお客さんというのはどうなんだという、やっぱり足りないんだろうと。そこに対応することも当然求められるんだろうというようなことです。そこを突き詰め

れば、要は地域資源といったものを磨き上げて、それを旅行商品化してお客さんから利用してもらおう、あるいは買ってもらうという、そこまで行くその努力というのが今後求められているんだなというふうに認識しているところでございます。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 それで、これまでの観光振興基本計画は行政主体の計画だったということと、実行していく主体としてやはりオール上山というものをつくり上げていくと。あと、今おっしゃられたとおり、観光の商品化というところでDMOというのは求められていると思うんですけれども、先ほどの御回答では、既に各地域のDMOがつくられていて、そこが協力しながらというようなお答えだったと思うんですけれども、山形DMOの資料の中では、蔵王温泉・天童温泉・かみのやま温泉、各温泉にDMOをつくって、そこで地域固有のいろいろな分析やら観光メニューをつくって、そして広域のところでも運用をしながらというような方針が出されているようですけれども、今、現状の到達というのはどのようになっているのかお示してください。

○高橋義明議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 DMOについて若干御説明いたします。

去年の3月に株式会社おもてなし山形ができたばかりで、今、走りながら進めているというのが実態で、その中で明らかになってきたことがございます。あくまでも観光庁の法人登録を目指すのは株式会社おもてなし山形です。しかしDMOの活動として完結するためには2層構造が必要だというふうにわかってきました。市長答弁にもありましたけれども、要は流通、市

場の開拓、あるいはマーケティングを行うのは株式会社おもてなし山形であるんですけども、それぞれの、上山で言えば上山の地域の旅行商品化をするのは上山の何らかの組織が担わなければならないという、そういう形が見えてまいりました。おもてなし山形を親DMOとすれば、上山に子どものDMOが必要だというような、そういうことがわかってきたということです。ただ、それは役割分担しながら、一体として山形のDMOというふうに機能させていくということでございます。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 上山の固有のといえますか、上山市内のいろいろな問題に対応する、そういうことを検討するDMOが必要だという、こういう御理解でよろしいんですね。

○高橋義明議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 DMOという言葉が、広い意味でのDMOと狭い意味のDMOというふうにあって、非常にそれが混在してわかりにくくなっているんですけども、上山のDMOというよりも、上山の地域資源を使った旅行商品をつくるのは上山の組織で行うんだと、それがDMOと言えどもDMOなんですけれども、DMOという言葉は余り使わないで、DMOというのはおもてなし山形というふうに一義的に理解していただいて、上山の組織というのはそういう上山の資源を旅行商品化する、あるいは質問の中にランドオペレーターとございましたけれども、実際にそれが旅行商品化されればその手配をするのも上山の組織が担っていくと。そういう組織が今求められているということでございます。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 はい、わかりました。

大体認識は同じだと思います。

それで山形のDMOというか、DMCの問題なんですけれども、もちろん協力して広域的な取り組みを進めていくのは当然だとは思いますが、ただ、設立された山形DMCというのは組織の自立を図るために、観光事業以外にも物産商社事業とか電力事業とか、はたまた金融事業などにも参入しようとしているという動きがありまして、私は非常に足元が固まらない中で多角経営というのに一抹の不安を覚えるものです。

例えば、これは山形新聞ですね、おもてなし山形の社長の提言が載っていましたが、山形DMCというものが国内外の富裕層と向き合うということで、例えばターゲットとするのが、ニューヨークからジェット機で飛んできて有名な観光旅館を1カ月借り切って数千万円払っていくアメリカ人とか、1玉2万円するマスクメロンを気に入って1万個すぐに届けてほしいというタイの商談会というのが載ってまして、それはそれで非常に大きな話で結構なんですけれども、上山市のDMOというか組織が目指すものとはちょっと乖離するのかなと。まずきちんと足元を固めて、そういう上山の観光商品をきちんと位置づけて観光客をふやしていくというのがやっぱり上山のDMOに求められているものでありますし、先ほど観光物産協会という言葉も出ましたけれども、例えばここを、旅行免許を取得して、そういういろいろな商品化、営業もできる組織に支援していくような、これがまず上山で求められるようなDMOではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高橋義明議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 株式会社おもてなし山形、

これは純粋な株式会社です。行政の資本は入っておりません。それで株式会社設立されたわけですけれども、株式会社側からすると「自走」という言葉を使っておりますけれども、どうやって資金的にも自立していくのかというのは設立当初から大きな課題でございました。それで電力事業や金融業といったことでしたけれども、特に電力事業については新電力、制度が変わって電力の小売というのができるということで、主に公共施設に小売をして、そこで利益を上げて株式会社おもてなし山形の資金源にしたいという思いがあってこういう事業が出てきております。電力事業についてはそういうことで、今後特に山形市のほうでおもてなし山形に協力していかなければいけないと、そういう話も聞かれていますので、これは進むとは思いますが、要は自走するための運転資金が必要だと、そういうことから出てきたことであって、あくまでもこれは副業であって、これが本業にはなり得ないという、それは認識、一致しているところでございます。

あと、おもてなし山形の社長の記事が新聞に載りました。要はおもてなし山形創設当初、社長からすれば、どうやって資金繰りをしていくのかという思いが物すごく強いものですから、そういったときにいきなりインタビューをされて思わず、資金繰りの部分の思いというものを吐露してしまったのかなというふうに理解しております。今現在いかにも富裕層だけを狙うような、そういった話は一切ございません。しっかり地に足をつけて進めていくということで、その意味でも上山は上山で旅行商品化していくんだ、手配もしていくんだと、そういう方向性で議論は進んでいるということでございます。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 そうしますと、上山の組織は株式会社化をとるのではなくて、NPOだとか非営利の立場、あるいは公社の立場でやっていくという方向性になるのでしょうか。

○高橋義明議長 観光課長。

○平吹義浩観光課長 市長答弁にもございましたけれども、これは観光物産協会が担っていくのが最も理想的かなというふうに思っておりますし、それに向けての支援というのはしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 了解しました。

次に、宿泊型産後ケアの問題です。これも県のモデル事業を行った後、各市町村で産後ケアを実施するというふうになっていまして、本市での具体化の状況はどうなっているか。特に宿泊型の展望はどうかということをもう一度お尋ねします。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 産後ケアの部分でございまして、宿泊型につきましては現在、上市市では実施しておりません。ただ、デイサービス的に市内の旅館を借り上げしまして、半日くらいでそういった母親のケア等を行う事業を実施しているところでございます。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 周辺の自治体では宿泊型産後ケアを2つの医療機関で実施しているということを伺いました。

私たちが視察に訪れた長野県安曇野市では、ここも市内外の医療機関と協力して委託契約を結んで、たとえ市外であっても宿泊型の産後ケアができるように契約を結んでいるということで、本市でも市内にそういう医療機関がなくて

も、例えば近隣で実施している医療機関と契約を結んで産後型を実施するという事は検討されませんか。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 確かに本市では産院がないというふうな状況がございますので、ただ、近隣ということで恐らく山形市のことを想定されておっしゃられていると思うんですけども、山形市の中でも2つの医院だけという状況でございますので、当然そういったもので連携が図られないのかという部分については今後調査していきたいというふうに思いますけれども、今すぐどうというふうなことは申し上げられない状況です。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 とにかく産後のお母さんというのはホルモンの関係とかあるいは社会的な環境要因で非常に不安定な状況になっているということで、今、訪問型あるいはデイケア型の産後ケアを行っているということで、ますます充実をお願いしまして質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○高橋義明議長 次に、6番佐藤光義議員。

〔6番 佐藤光義議員 登壇〕

○6番 佐藤光義議員 議席番号6番、会派蔵王、佐藤光義です。

通告に従いまして、順次質問します。

スポーツを通じた交流人口の拡大について質問します。

東京オリンピックの新種目、スケートボード等に対応した屋内練習場の整備について。

平昌オリンピックでは、冬季オリンピック過去最高の金メダル4個を含む13個のメダルを獲得しました。若い選手の活躍や、山形県内の選手もメダルには届かなかったもの入賞する

など、大会を盛り上げてくれました。

スノーボード競技のハーフパイプで銀メダルを獲得した平野歩夢選手においては、インタビューの中で「練習は山形県でしていた」と言ってくれており、山形県が注目されることや知名度が上がるのが大いに期待されるほか、最高のPRにつながるのではないかと予想されます。

さて、いよいよ次回開催は2年後の東京オリンピック・パラリンピックであります。東京オリンピック・パラリンピック準備局によると、大会開催による経済波及効果は、大会開催に直接的にかかわる投資・支出により発生する施設整備費、大会運営費、大会参加者・観戦者支出、家計消費支出、国際映像制作・伝送費、企業マーケティング活動費等、直接的効果の需要増加額が約2兆円、大会後のレガシー効果を見据えて実施される東京都内での取り組みを抽出した新規恒久施設・選手村の後利用、東京のまちづくり、環境、持続可能性スポーツ、都民参加・ボランティア、文化・教育多様性、経済の活性化、最先端技術の活用等、施策ごとのシナリオに基づくレガシー効果として、需要増加額を約12兆円、経済波及効果（生産誘発額）は東京都で約20兆円、全国で約32兆円と推計しており、また、雇用誘発数においては、東京都で約130万人、全国で約194万人と大きな経済波及効果がもたらされることを予想しています。

また、東京オリンピックでは、スケートボード、スポーツクライミング、サーフィン、空手の4競技16種目が初めての採用になります。新しく追加される種目は、スケートボード競技のストリート・パーク、スポーツクライミング競技のボルダリング・リード・スピード、サーフィン競技のショートボード、空手競技の形・

組手3階級になります。

この中でスケートボード競技とスポーツクライミングのボルダリングに注目しました。

スケートボードは、ストリートとパークの2種目なのです。それぞれ男女別に競技が行われます。ストリートは、街なかにあるような階段や斜面、手すりを模したコースを使って、制限時間内にジャンプをしたりデッキを回転させたりというトリックをつなげていく競技です。一方でパークは、湾曲した滑走面でできたコースを使って、わざの難易度だけでなくスピードの要素を加えた競技です。どちらもわざの難易度や完成度、全体の構成やスピード等を総合的に評価し、得点を競います。

オリンピックにおけるスケートボードのルールや採点方法ですが、今回初めてオリンピック競技に加わったこともあり、現時点では未定の部分が多いのが事実です。国際的な統一ルールや国際基準として明確なものはまだありませんが、日本ローラースポーツ連盟と日本スケートボード協会、日本スケートボーディング連盟が協力して2020年東京オリンピック開催に向けて体制を整えています。

全国的にはおよそ100万人の愛好者がいると言われているこのスピードは、ここ数年、インラインスケート、BMXなどのアクションスポーツの一種として若者を中心に人気が高まり、その愛好者数も飛躍的に急増中とされています。

発祥の地のアメリカでは、ほぼ全ての州に愛好者のためのスケートボードパークが設置され、学校の敷地に青少年の育成のために設置しているところもあるそうです。また、公立の公園内にも大小さまざまな規模の設備があり、子どもから大人までさまざまな年齢の愛好者たちの交

流の場となっております。また、既に職業として成立しているプロスケートボーダーも人数がふえ、600人を超える選手がプロスケートボーダーとして生活していると言われています。子どもから大人まで健全なスポーツとして認知され、小学生を対象とした好きなスポーツの人気ランキングも、野球、バスケットボールに次いで3位につける人気スポーツとなっております。

今後、スケートボードが広く知られるようになればその楽しみ方も広がることが予測されます。

スポーツクライミングは、人工的につくった壁で、ボルダリング・リード・スピードの3つの種目を競うスポーツです。本来は天然の岩場と対峙するロッククライミングですが、スポーツクライミングは競技性を持たせ、スポーツ的要素に重点を置いた新しいジャンルのスポーツです。

ボルダリングは、5メートル以下の高さの壁に固定されたホールドにロープを使わずに足や手をかけながらよじ登るスポーツです。競技では複数のルートが設定されていて、色テープで指定されたルート課題を時間内に幾つ完登できたかを競います。いかに少ないトライアル回数で登り切れたかが勝敗のポイントです。

リードクライミングは、ロープを途中のクイックドロウにかけながら登るもので、大会では高さ12メートル以上の壁をどこまで登ったかを競います。設定されたルートにはスタート地点から終了までのホールドに番号が振られていて、何番目まで到達できたかを判定します。通常、最後まで登るのが困難な厳しいルートが設定されています。

スピードクライミングは、高さ10メートル

もしくは15メートルのコースをトップロープで登り、いかに早くゴールまで登り切るかを競います。ただ、日本では余りメジャーでなく、できる施設もないことから強化が課題となっています。

どちらの競技も注目されてはいますが、練習場所が全国的にも少ないのが現状であります。県内にも練習場所がありますが、雪国でありますので問題になるのは冬期間の練習場所の確保です。雪が降らない地域と比べてしまうと、冬期間に練習ができないとほかの選手との差が大きくなっていくことで、どんなに優秀な選手であっても、ダイヤモンドの原石であっても、大きな舞台で活躍できるチャンスを逃してしまうのではないかと懸念されます。

そこで、本市の廃校になった小学校を活用し、スケートボード、ボルダリングの屋内練習場を整備することで、交流人口の拡大を図りながら新種目のオリンピックの輩出や選手の練習・育成場所とし、有名選手の利用による本市の知名度の向上など、大きな経済効果が図られると考えます。

スケートボード競技におけるパークアイテムなどを上山市産木材を利用し製作することで、さらに経済が循環することもつけ加えておきます。

こうしたことから、東京オリンピックの新種目に対応した屋内練習場を整備すべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、かみのやま温泉の回遊促進について。

宿泊者に対するまち歩きクーポンの交付について質問します。

このたび提案する施策は、平成29年度会派蔵王の視察で伺った広島県三次市の事業を参考に提案するものであります。

広島県三次市は、中国地方の中心部に位置しており、江の川の支流が三次盆地で合流するため、古くから山陰と山陽を結ぶ文化・経済・交通の要衝の地として機能してきました。現在でも中国自動車道、やまなみ街道、芸備線、三江線など、三次市を中心に放射状の交通網が整備されています。

広島県内に降る雨の約3分の1が集まっており、豊かな水に恵まれており、「三次」の由来は、「水」と古い朝鮮語で村を意味する「すき」が合わさって「水好（みすき）」となり、その後「みよし」に転じたという説が有力とされています。また、河川の合流により夏場から秋にかけ、この地方では珍しい霧が生じやすく、地元では霧の町とも呼んでいるそうです。

三次市の中心部は、中国産地と吉備高原の間に位置する標高150から250メートルの三次盆地で、江戸時代に城下町として栄えていたため、市街地の旧街道には卯建のある商家が並び、数多くの史跡や忠臣蔵ゆかりの古寺などが存在しています。

ブドウの栽培が盛んであり、大量の規格外ブドウの活用のためにワインが生産されており、1994年には広島三次ワイナリーが開業し、それ以来、観光客がふえ続けており、広島県内陸部を代表する観光都市となっています。

広島県三次市では、三次市観光宿泊・スポーツ合宿助成事業、三次 DE Happy! という事業を、平成27年度に中国やまなみ街道尾道松江線が全線開通されることを契機に平成25年度から開始したものです。

事業の内容は、多くの方に三次の魅力をもっと感じてもらうことと、スポーツのまち三次を推進すること、三次市に訪れるお客様が日帰り客に比べ、宿泊者の消費額が高くなっている現

状を踏まえ、宿泊者数とリピーターの増加、市内来訪者の満足度の向上を図り、市内観光消費額の増加、スポーツ等の合宿利用者増加を目指すことを目的として、平成25年度から市内観光宿泊者や合宿利用者に対し、宿泊施設及び関連協賛店、スポーツ・文化施設のスタンプラリー方式によるクーポン券を交付し、スタンプが2カ所そろったら協賛施設で1,000円の割引を行うものです。

また、スポーツ・文化施設を利用した合宿等に対しては、宿泊日数分の補助を行うのが特徴的であり、業務は、一般社団法人三次市観光協会に委託をしています。

事業のPR方法としては、ポスター、パンフレット、のぼり旗の作成・設置、ホームページの掲載、市広報テレビ番組、中国新聞全面広告へのPR記事掲載等を行っていました。クーポンの裏にはアンケートを記載しており、利用者からは、いい制度であるといった意見が多いようです。また、クーポン券の台紙サイズをA5から紙幣サイズに変更し、クーポン券の利用を、2カ所スタンプがそろえばその場で利用できるようにしたのも効果的だったようです。

平成25年度のクーポン券利用実績は2,134件でありましたが、平成27年に中国やまなみ街道尾道松江線が全線開通したことにより、広域からの集客がふえたこと、市内の事業所に制度の取り組みが浸透し、認知度も上がり、協賛事業者がふえたこと、平成28年度からスポーツ・文化施設を利用した合宿等の連泊に限り、宿泊費を人数掛ける宿泊日数掛ける1,000円を助成することにより、平成28年度のクーポン券利用実績は1万5,478件と、事業開始当初の約7倍となりました。

本市において、東日本大震災後、宿泊客数や

観光客数は盛り返してきたものの、平成4年のピーク時に比べるとまだまだ足りない現状であります。この事業を参考にし、宿泊者に対するまち歩きクーポンの交付を提案するものです。

平成30年度に開通予定の東北中央自動車道に着目し、市内宿泊施設を利用した方に対し、上山のオリジナルシールをクーポンの台紙に張り、そのほかに市内のスポーツ・文化施設や飲食店、観光地などを回遊すると、もう1枚シールがもらえ、クーポン券として利用できるものです。これにより、本市を訪れた宿泊客が宿泊施設と駅の往復で帰るのを防ぎ、市内のまち歩き率を増加させ、本市のにぎわいを創出することは言うまでもありません。クーポン券の利用を有料のクアオルトにも使えるようにすれば、さらに相乗効果にも期待できます。

このようなことから、宿泊者に対するまち歩きクーポン券の交付を提案し、市長の御所見を伺い、1問目とします。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 6番佐藤光義議員の御質問にお答えいたします。

初めに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の新種目、スケートボード等に対応した屋内練習場の整備について申し上げます。

スケートボード等に対応した屋内練習場の整備につきましては、オリンピック新種目としての認知度、近隣施設の設置状況等を総合的に勘案し、現時点でその考えは持っていません。

なお、引き続きかみのやまツール・ド・ラ・フランス大会や蔵王坊平クロスカントリー大会等の開催、蔵王坊平アスリートヴィレッジの合宿受け入れなどを通して、スポーツによる交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、宿泊者に対するまち歩きクーポン券の交付について申し上げます。

まち歩きクーポン券につきましては、市内での消費喚起策の手法の一つであり、その成果を上げるには、商工観光関係者の中で事業実施への機運が高まることが何よりも重要であると考えております。そのため、本市の商工観光団体が一体となって消費喚起事業に取り組めるよう、必要な支援策を行ってまいります。

○高橋義明議長 佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 今の市長の答弁で、屋内練習場の整備は今のところ考えていないということでありましたが、その中で、その理由として、近隣施設の状況を総合的に勘案したというふうにありましたが、近隣施設の状況等も調査したとは思いますが、近隣施設の状況等も調査したとは思うんですけれども、もう少しその理由を詳細に説明していただきたいというふうに思います。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 まず、スケートボードの近隣施設の状況であります。議員御存じのとおり、屋外の施設ですが、みはらしの丘と寒河江のスケートパークがございます。

利用状況等を確認したところ、どちらも屋外ですが、みはらしの丘については年間3,000人で、寒河江スケートパークにつきましては年間6,000人の御利用があるということで、どちらも屋外なので冬期間は利用できないということでした。

あと、屋内の施設であります。山形市に民間の施設1カ所、あと米沢市に民間の施設1カ所あります。どちらも小規模ということで、夜間のみ利用ということで、1日当たり2名から数名の御利用で年間1,000名弱の利用ということでした。

あと、ボルダリングの施設であります。こちらにつきましては、民間の屋内施設が山形にあります。午前中から夜まで利用できるようですけれども、こちらについて利用者の人数については把握しておりませんが、公共的な施設で練習をしていただくというよりも、現時点で民間の施設を利用して練習をされている方が多いようなので、その点を総合的に勘案しまして、現時点で整備する考えはないということでございます。

○高橋義明議長 佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 確かに近くに施設があるということはわかっています。年間の利用者等もまだそんなに多くはないというふうに感じるところがあるんですけれども、私の知り合いも上山市に住んでいる方で、お子さんがスケートボードをしていると。練習場所が近くだとみはらしの丘。ただ、みはらしの丘だと照明施設がないので、5時までしか利用できない。そうするとやっぱり仕事が終わってからお子さんを連れていくと夜の利用になると。大体7時から9時の利用になって、大変だということも話としてはありました。

上山からも結構行っている方、何名か一緒にいらっしゃるというふうな話も聞いていますし、市役所周辺でも夜間というんですか、ちょっと薄暗くなってから練習する子どもたちも何回か見かけております。そういったことを考えると、安全面等も考えると、あとは1問目で冬期間というふうに、雪が降ったときの対策として屋内練習場と言いましたけれども、年間を通して、雨が降ってなかなか使いにくいというふうにも、屋外で練習ができないと。そういったところにも対応ができるというふうに考えられます。実際に私が廃校になった体育館等を利用すると

いうので、高さ的にも、広さは少し小規模にはなってしまうかもしれませんが、安全に屋内で運動できるスペースとしては十分なのかなというふうに思いますが、そういったことを考えてみて、子どもたちが2020年のオリンピック競技に注目して、その後はロサンゼルスだったかと思うんですけれども、そこを目指して活動等に取り組んでいけるような整備をすべきというふうに思うんですけれども、それについてお伺いします。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 まず、安全面ということですが、民間の施設で夜間使用できる場所に伺ったところ、夜だから、冬期間だから利用者がふえるということではないようで、夜間・冬期間については日中よりも利用者は少ない状況にあるということもありますし、あと東京オリンピック以降に人気が出る種目であるとは思われますけれども、現時点で競技力とか青少年の好きになるスポーツとしてはほかの種目があるのではないかとこのように考えております。

○高橋義明議長 佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 冬期間だからふえるというのがよくわからなかったんですけれども、そこをもう一回いいですか。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 民間の屋内施設に、スケートボードの冬期間の利用は夏の期間よりもふえるんでしょうかと伺ったところ、冬の間だから利用者がふえるというわけではないということなので、屋内施設がないから練習がうまくできないという状況では現時点ではないというふうに感じました。

○高橋義明議長 佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 屋外・屋内問わずに、屋内での練習は向いていないんじゃないかみたいなことでふえていないというふうなことなんですかね。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 まず、近隣の施設の状況ということで、みはらしの丘に屋外の施設がございます。その利用者も山形市に次いで上山市の方の御利用は多いと思います。

議員御質問の夜間、冬期間ということの練習場所についてですが、冬期間に屋内施設だから利用者がふえるという状況ではないというふうに感じたということでございます。

○高橋義明議長 佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 冬期間、みはらしの丘で練習できない子が、山形市の屋内施設に行っているという状況ではないというふうな捉え方なんです。だとすると、私の知り合いですと、冬期間はやはり練習できないと。子どもも練習したいから、練習ができないと実際に困っているという状況も聞いています。ちょっと私も、山形のほうに何で行っていないのかという、そこまでは聞いていないんですけれども、いろいろ交通状況とか、仕事が終わってからとか、いろいろな状況が考えられるのかなというふうに思うんですけれども、近くの方が、上山市民の方がそういったことを望んでいるのであれば、実際に今現在、余り利用頻度の低い廃校になった体育館などを利用するというのは、費用的にも新しく整備するというふうなことではないので、十分考えられるのかなと。

また、今スケートボードだけの話になっているんですけれども、ボルダリングのほうも、体育館の高さが一番低いところで4.6メートルというふうなこともあって、ボルダリングだと

5メートル以下でつくれるということなので、ほかの民間の施設とかでも高さが4メートルだったりとか、そういったことを考えると、十分なスペースがあるのかなというふうに感じます。

今、答弁もらったんですけれども、スケートボードのことにだけ答弁だったのかなというふうに感じましたので、ボルダリングについての答弁をお願いします。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 まず、ボルダリングの施設整備の費用の面ですが、こちらで調査しましたところ、その高さによっても整備費用は違うんですが、350万から2,000万円の整備費用がかかるということになっております。こちら、どちらとも室内を改修してボルダリングの競技ができる施設のみを整備した場合の金額です。

スケートボードにつきましても、先ほど議員おっしゃった新潟県村上市出身のオリンピック選手の関係で日本海スケートパーク、あと福島にあるスケートボード場につきまして、整備費用については詳細は把握しておりませんが、利用者が満足いただける施設にするには2,000万円以上の整備費用がかかるという調査の報告書もありますので、その辺も総合的に勘案しまして、整備につきまして現在のところ行う考えはないという回答でございます。

○高橋義明議長 佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 費用のほうは私も具体的にはわからなかったんですけれども、その費用というのは例えば宝くじ助成とかそういったところは利用できないでしょうか。体育施設とか、スポーツ関係だと宝くじは幅広く使えると思うんですけれども、そういったところはどうのように把握していますか。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 整備する、改修する場所ですね、議員おっしゃっている廃校している小学校についてと、ほかの場所についてはさまざま条件が違ふと思いますので、活用できる場合と活用できない場合がございますけれども、市として施設の改修について、優先競技団体等からの御意見等をいただいて、優先順位もございますので、今すぐにスケートボード、ボルダリングの施設改修にスポーツ振興くじに申請をできるかどうかというのは今後検討していかなければならない課題だと思います。

○高橋義明議長 佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 利用法を模索して、地域の方との協議とかもありますけれども、今の話だとスポーツくじ、宝くじの助成というのは使えるというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 廃校になっている学校については、改めて補助金とかで設立している体育館も含まれておりますので、その辺、詳細を把握しまして、スポーツ振興くじの助成が受けられるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

○高橋義明議長 佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 そうしたら、費用的にはボルダリングは大分差があるみたいですが、そうやって宝くじ助成などを使えるというのであれば、廃校になった体育館が3つあります。利用頻度が余りないというふうなことも聞いておるところでもあります。場所の広さ的にも3つとも十分なのかなというふうに思いますので、その辺をしっかりと検討して、地域の方ともお話しして進めていっていただきたいな

というふうに思います。

次に、クーポン券の交付について、消費喚起策の手法の一つだというふうな答弁でした。定住人口の減少を交流人口の増加で補うというふうなこともあります。実際に上山市内に温泉旅館がまだまだ多く残っていますので、商工関係の方とこれからもっともっと協議をしてもらって、本当に有効な策は何なのかと。実際の現状も、1問目にありましたけれども、宿泊施設と駅の往復で終わっているというのが7割を超えているのが現状であります。それを防ぐためにも、やっぱりまち歩きをしてもらうにも、商店街の方たちとかとも協力をしてもらって、さまざまな施策を考えていただきたいというふうに思います。

私が今回提案したのも、一つの有効な施策として考えていただいて、私の質問を終わります。

○高橋義明議長 以上で一般質問を終了いたします。

~~~~~

**日程第2 議第1号 平成29年度  
上山市一般会計補正予算  
(第8号) 外4件  
(予算特別委員長報告)**

○高橋義明議長 日程第2、議第1号平成29年度上山市一般会計補正予算(第8号)から日程第6、議第5号平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)までの計5件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子予算特別委員長 登壇〕

○中川とみ子予算特別委員長 今期定例会にお

いて予算特別委員会に付託されました予算関係議案15件のうち、補正予算5件について審査いたしました結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

最初に、議第1号平成29年度上山市一般会計補正予算(第8号)につきましては、不足が生じる除雪経費を増額するほか、事業の確定等に伴い予算措置を必要とするものなどについて補正したもので、歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億1,300万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第2号平成29年度上山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ8,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,500万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第3号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億5,600万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成29年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億9,500万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



最後に、議第5号平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,400万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案5件は原案可決ですが、予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
散 会

○高橋義明議長 以上で本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時19分 散 会

